

昭和三十年七月五日(火曜日)午前十時
三十六分開会

100

がなくなる、むしろ警察制度の改正

速記をとめて。

す。またそれが個人の寄付である場合

う方向に向つて警察の必要経費が十分

よつてややともすれば疑惑を招き、あるいは非難の的になるようなことの絶無を期して参りたいと思うのであり

ます。しかしながら、何と申しましても現在の都道府県の財政状態は、必ずしも健全な黒字の所ばかりとは申し上げられないのであります。むしろ赤字の所が非常に多いという現状からいたしまして、なかなか都道府県警察に要する経費を十分に都道府県費によってまかなっていただくということは、事実上困難な面が多分にあるように思うのであります。現に富裕府県におきましては、二、三の例でありますが、たとえば神奈川県等におきましては、市町村に従来依存をしておると申しますか、治安協力会の費用等を負担していただいておりますのを三十年代から全面的に廃止をいたしまして、それに見合うべき金を県費において計上いたしまして、市町村にいわゆる警察寄付に相当するような負担をかけるということを全面的に廃止をいたしているような事例もあるのでございまして、今後各都道府県の財政状態の健全化に伴いまして、警察の必要な経費が本来のあるべき姿、いわゆる都道府県費によってまかなわれるという形になって参りますならば、市町村にそうした負担をおかけするということなくして参るのではないかと、そういう方向にできるだけすみやかに進むことをわれわれは念願し、また都道府県の関係者の方にもそういう努力と配慮をお願いしたい、かように思っている次第でございます。一応お答えいたします。

○委員長（小笠原二三男君）　ちよつと委員長からお尋ねいたしますが、今の説明を聞いていると、寄付をもらわな

ければならない理由を説明せられたというふうに聞えるのですが、そういうことはどこの責任なんですか。

○説明員(石井栄三君) 警察の予算が十分でない面があったために、従来市町村等にそういつた協力をお願いしておったというのが過去の事実ではなからうかと思うであります。先ほど申しました通り、そういうことは理想の姿ではないのでありますので、本来の警察の運営のために必要とする費用は国費ないしは都道府県費をもって必要最小限度のものを確保いたしましたして、市町村にそういつた財政負担をかけることのないように今後はして参りたい、こういうふうに私ども考えている次第でございます。

○委員長(小笠原二三男君) もう一度お尋ねしますが、国と都道府県が警察費をまかなうべきである、それが理想であると言うのですが、それは理想でなくて現実にはどうでなければならぬのではないのですか。警察は寄付を強要しないということを再三申しておるのですが、黙っておるところにどんな金を持っていつているわけなんですか、またよく不足額というものを市町村がちゃんとわかつていて、割当てて寄付をしているのだと、あなたの今の答弁通りならそう思われるのですが、もう一度その点はっきりしていただきたい。

○説明員(石井栄三君) 警察が費用の不足分を市町村に強制的に割当をする、こういうことはあつてはならないのであります。また現実にもそういうことではないと思うのであります。地元市町村と話し合いの上で御協力をいただいておりますのが今日までの実情では

なかつたかと、かように了解しております。

○委員長(小笠原二三男君)　それで、ざっくりばらんな話ですが、市町村と話し合いをすることは、やっぱり例によってやっているわけなんですね。

○説明員(石井榮三君) 先ほど私申し上げました通り、長い今までの習慣と申しますか、そういうことは現実にあると思います。それは好ましいことではあります。それがあるので、将来逐次そうしたたことをなくして参りたいと思うのであります。一気になくするということが可能であるならば、それが一番望ましいのであります。それに見合うだけの財政的な裏づけがなければ、警察としてもやはり運営上困るという面もあり

ましようし、と申しまして、都道府県の財政状態も直ちに警察が主張するだけの予算を十分に計上してくれることが必ずしも簡単にできないというようないろいろな制約から、こしばらくはそうしたことはなるべくなくしようと努力する、實際配慮しつつもなおかつ若干の暫定期間と申しますか、そういったものもやむを得ざる必要と申しますか、そういう意味においてしばらく続くのではないかと思うのです。が、私どもといたしましては、できるだけそうしたことを早く解消することを念願いたしております。そのためには、前提問題としまして都道府県の財政状態が健全化す、そうして警察費の適正なる計上ができるということを期待しております。

○秋山長造君 必要悪というお話があつたのですけれども、いつでしたか、この国会になつて、五月の初めころのこの委員会だつたと思うのです。

が、この本年度の警察予算について一度調査をやったことがある。そのときに、この委員会でもたしか緑風会の小林委員の御質問だったと思うのですがね、本年度の予算で警察の運営が十分にやれるかどうかというような御質問だったのですが、それに対して斎藤前長官は、十二分だとは言えないけれども、まあ今年度この程度の予算ならば、警察運営は十分に何とかやれると思うというような御答弁があったのです。これはその言葉の通りだったかどうか、ちょっと速記録を見なければわかりませんけれども、意味はそういう御答弁があった。だから、その御答弁の裏にはこの特別な、予算以外の特別なこの寄付なんかをもらわなくてもまあ何とかやれるだろうという見通しのように、われわれは当時受け取っておったのですけれども、ただいまの長官のお話だと、やはりこれは相当実際には寄付によって穴埋めをしている面がこれは相当あるのじゃないかという気がするのです。それで、それにしても強制寄付を要求したり、あるいは強制割当なんかやっていないというお話なんだけれども、さっき委員長からも反問があったように、これは全然警察の方で要求しないものを、この側の方で気をきかせて包みを持つていくということは、まあこれは常識上あり得ない、まあ直接にか間接にか、いずれにしても何らかのサゼクションがあつて、まあ形だけは自発的な寄付としての形にして持つていつてのが実情だろうと思うのです。現にたとえば警察署を新築するとか、あるいは改築するとか、さらにもつとひどい場合は駐在所ですね、派出所と申しますか、こう

いうものの改築だとか新築だとかという場合は、これはもうほとんど全額といつてもいいくらい地元寄付に仰いでおられる場合が多いのではないかと思いますのですが、そういう場合にどういうやり方をしておるかという点、やはり防犯協会とか治安協力会とか、そういうようなものが地域単位で作られておつて、そして警察の方から寄付を割當てるという形でなくして、そういう協会が警察の旨を受けて、そうしてその地域内の住民に対して何百円ずつとかいうこの寄付金を割當てる、そしてまあ大体そういう場合に土地の有力者とか、そういう人が内輪で話をきめてしまつて、そうして大多数の住民はつんぼさじきで、あとからそういうことがきまつたということを知られて、そしてまづこうから反対するとにらまれる、だから反対もしない、まあぶすぶす言いながら、しょうがない、五十円か百円か割當てられただけ納めるといふようなことが実情ではないかと思ふのです。だからこれはもう強制寄付と、直接の強制寄付とは言えないにしても間接的には一種の強制寄付の場合が多いと思うのですね。まあそういう実態を警察庁の方でもっとやはりよく調査されて、つかんでおかれる必要があるのではないかと思うのですがね。

○説明員(石井榮三君) ただいま秋山委員のお尋ねの第一点の、昭和三十年度は予算が必ずしも十分とは言えないが、どうか必要最小限度はこれで間に合うというふうに前長官がお答えをされたという点でございますが、これは警察費のうち国費についてのお話でございますまして、御承知のように都道府県

常的なものですか、その点いかがですか。

○説明員(石井榮三君)　ただいま中田委員のお尋ねの第一点の予算の計上の単価が一般的に安過ぎる、そのために勢い予算が正規の予算では不足であるということから、警察側が進んで地元への寄付をいただくような働きかけをする、こういうことでございますが、そ

ういった点確かに私どもも気がついておるところでありまして、単価の問題につきましては今後十分検討をいたしまして、必要最小限度正規の予算で満たし得るように今後は努力をして参りたいと思います。そういうことによつて寄付の問題の解消をはかつていきたい、かように考えます。

それから第二点のお尋ねの運営費というふうなここに書いておりますのは、警察職員の福利厚生と会議費。

○中田吉雄君 署長の交際費と違ふのですか。

○説明員(石井栄三君) 会議費とこういったものが含まれて、総合的なかりに名称としてここに示したわけであり

ります。

○中田吉雄君 後藤財政部長にお尋ねしますが、今年も交付税法の単位費用等の改正も出ておるし、今年の財政計画では大体もうたたいま長官の言われたような趣旨からすれば、寄付はないものと見て、それほど財政計画を組んでおるかどうか。それからこれは少しさかのぼるのですが、自治体警察といたときには単位費用を非常に少くしてたしか二十万程度だった、一人当り。そして自治体が財政的に持ちこたえないようにして交付税の単位費用をたしか一人二十一万円ぐらいにした。

それを今度府県警察になったら三十数万に上げて、単位費用を非常に優遇した、こういうような点は自治庁としても財政的な圧迫を加えて、単位費用の面でまあ自治体で持つことができないような側面的な援助をするために組んだとは言わぬが、まあそういう節がないでもないですが、相当単位費用も上げてあるのですが、三十数万円に上げてあるのですから今年はどうですか。大体寄付なしで長官もたたいまのような発言だし、非常な誠意を披露されておるが、大体財政計画とにらんで、ないといえていいですか。

○政府委員(後藤博君) 警察費の単位費用の問題は、これは単位費用のやり方でやっておるのであります。市町村警察の時代には人口を基準にして、人口一人当たり何ぼとしてこういう単位費用の作り方をしておった。それから五大市もやはり昨年まではそうしておった。今年からは警察官一人当たりと直しております。従って単位費用の積算の仕方が違っておったことが一番大きなことです。

○中田吉雄君 それは大体人口を警察職員に換算すると二十万程度です。私換算してみたのです。人口一人で幾らということとそれをちやうど警察職員とそれと換算すると二十万ぐらいです。そうなっているのです。

○政府委員(後藤博君) 大体単位費用の考え方が違っておりましたのと、それから国家警察と地方警察と自治体警察と合せましたものの総額を基礎にして、今度はつまり単位費用がふえざるを得ない。つまり国家警察のうちで従来は職員は全部国の職員であつた関係上からいたしまして、職員の費用は国

で払っておるわけです。ところが都道府県警察になりましたために、その職員の大部分のものが自治体で払う、都道府県で払うということになりましたために、単価は上つてきたのであります。それが一番大きな内容的な理由であります。

○中田吉雄君 その点それは前には御指摘のように、警察が統括する区域内の人口を一人幾らというふうになつておりました。しかしそのときにおる職員に割つてみると、それは大体二十万円前後です。それが今度は去年からですか、こういうふうになりすると三十万以上にして、なかなかこの方面に對しては相当思い切つた単位費用を計上して、自治庁も共同で自治体に圧迫を加えるような傾向がこの辺にも出てくると思うのです。それはともかくとして、こういうふうに見てあれば、大体寄付なしでやれるとこういうことなのですか。

○政府委員(後藤博君) ここへ出ております資料で見ましても、五億程度のものが直接財政援助の費用でありまして、この程度のものではありますれば、私は現在の私どもの計画しておりますものでも大体やっていけるのじゃないか、かように思っております。

○委員(小笠原三男君) いかかですか、今の案で。私のお尋ねは四億四千万程度のものだから間に合うのだという見通しですが、当事者としてあなたもそれが間に合うというのであれば、間に合うということであらう。もうこの問題は解決するわけですから、間に合わないなら間に合わないという理由をお聞かせ願いたい。

○説明員(石井栄三君) お手元に、私

どもの方でこの三月末現在で調べました警察後援団体調べ、これによりまして、警察に對する財政援助の金額四億四千八百余万円ということになっております。これだけの金額に見合うものが都道府県の費用で警察費に正規に組みかえられるならば、寄付の問題は全面的に解消するといふわけになるわけですが、私もいましては、そういうふうな財政措置のできることを期待はいたしておりましたが、実際にはそういう自治庁の方においては全面的にお受け入れいただくようには至っておらないように思ふのであります。富

裕府県におきましては先ほど申しました通り、すでに三年度から市町村で財政負担をするような、いわゆる治安協力会といつたものを廃止しまして、全面的に県費でその費用をまかなつておる事情もあるものであります。逐次そういつたような余裕のある県におきまして改良していただきますれば、本年度中においても相当程度解決できるのではなからうかとかように思つております。

○中田吉雄君 では寄付はやむを得ないということですか。

○小林武治君 今の問題に関連して、警察庁からこういうふうな協力団体は解散をできるだけしたらどうかと、こういうふうな通牒を出す意向はありますか。

○説明員(石井栄三君) 警察に對する後援協力団体がいろいろあるわけですが、御承知のように交通安全協会、あるいは防犯協会といったような警察に對する財政援助を主たる目的事業とするものでなくして、本来の事業と申しますか、目的を持っておるも

のは、これは依然としてあつて然るべきものと思ふのであります。純然たると言いますか、あるいは主たる目的が警察に對する財政援助である、いわゆる治安協力会といった名称、あるいは後援会といったような名称でほんどその会の目的が警察に對する財政援助を目的としておる、こういうものは全面的に廃止をして参りたいと思ふのであります。ただ先ほど来、たびたび申し上げます通り、警察におきまして長い習慣で、そういうものにある程度依存をして警察運営をやっているといふことからしまして、本来のあるべき姿、都道府県費によりそういう警察費が計上を全然されないと、それだけ穴があいてしまふ、今直ちに穴があくといふことになりまふと、警察運営上若干支障を来たすという面もあるかと思ひます。しかしながらできるだけそうしたものは一刻も早く解消すべきものでありますので、私もいましては、警察費の現状は本来の姿になるべく早くもつて行くようにいたしまして、逐次もつぱら財政援助を目的とするような後援団体というふうなものには解消して参りたいと思つておりますので、そういう旨を都道府県の方に伝達をいたしたいと思ひます。

○小林武治君 今のような連絡をされたなら、その書面を一つこちらに出してもらいたい。それから財政部長は大体やれる、こういうお話であります。が、大体警察費も交付税の算定基礎で相当配付されておる、どうですか、今国からやる費用のほかに純粋な都道府県の地方費の負担になるというふうなのがあるのか、これを一つ伺いたい。

○政府委員(後藤博君) 私ども交付税の算定をいたしますときは、その基準財政需要額で大体九五%ぐらいのものを算定するわけでありまして、従つて五%分は初めから落ちております。これは八〇%の税収入を見ましたそのつり合ひ上やはり九五%ぐらいは財政需要で見えております。従つて五%分ぐらゐり足りない、われわれの計算で申しまして足りないのではありません。その分を出せるか出せないか、それはその県の自由財源の量によつてきます。こういう考え方をいたしております。持ち出し額がどのくらいあるかということ

は、私も決算の内容がわかつておりませんので、今のところはつきりいたしておけません。少しづつ持ち出しをいたしておる県が非常に多いのではな

いか、こういうふうには私も考えております。

○小林武治君 昭和二十九年度はあとで四十億補給したとこういうことで、府県の計上の警察費予算とあなたの方でもって財源措置をしたものとの比較はもう大体できておると思ふのですが、それで大方国費でもって措置したと、こういうふうにお考えになつておりますか。

○政府委員(後藤博君) 四十億の補てんをいたしましたときは、たしか四十億よりもちろん多い数字が予算には載つております。しかし予算でありまして、これは執行の途中で落ちておる県も相当ございまして、警察費の補てんがあるというので、予算に相当大きく組んでおつた県もございまして、比較はちよつとできないのじゃないかと思つております。従つて決算を比較し

なければなりません、決算がまだ出
そろってありませんので、その辺の
ところがどの程度の差額になるかとい
うことは、まだ私も承知いたしかねて
おります。

○小林武治君 今のお話によっても、
政府の意図としては大方財源措置は国
でやっておる、そういうふうになら
れております。従って地方費でほとん
どの持ち出しというものはそう多くは
ないと思うのであります。従いまし
て、私はその警察の協力費というもの
はなくなるのがほんとうであらう。こ
とに警察関係はよく御承知のように、
これが一番いわゆるボスの温床になる
といひますか、警察の機能を正当に発
揮できないという原因になつておると
思うのでありますからして、私はこ
の点については警察庁はもとと氣をつ
けて、そしてこういう財政援助を目的
とする協力団体というものはすみやか
に解散せしむるべきだ、こういうふう
に思つておられますから、先ほどのお
話はすみやかに一つ出してもらいた
い。そうしてその結果等も報告を受け
たい、こういうふうにしておられます
からよろしく願ひます。

○石村幸作君 後藤財政部長にちよつ
とお伺ひしますが、地方財政法の第四
条の三に、これが規制に関する条文が
あるのです。これを改正するとき、
私はこの条文では空文に終るおそれ
があるから、どうせこれを改正してこ
ういふ氣持を取り入れるなら、もつと強
化したらどうかといふことの意見を
言つたことがある。果せるかな、これ
はもうほんの空文なんです。つまり割
り当てて強制的に徴収しちやならな
い、こういうような意味なんだが、

さつき秋山君の質問だったか、これは
強制的といふことは、事實は強制的な
んだけれども、格好は強制的にはなら
ないのだ、ところがこれはみんな半強
制的なんだが、これについてこの現行
法ではこれは空文だと、だからこれを
何とか改正をしてもつと当てはまるよ
うな文句にして、そうして市町村財
政、こういうようなものを救済してや
らう、こういう氣持はありませんか。

○政府委員(後藤博君) おつしやいま
す通り、地方財政法の四條の三では寄
付を割り当てる方の側の規定でありま
して、割当をしてはいけな、で、出
してはいけなという規定はないので
あります。従つて任意寄付の格好で出
しておるわけでありまして。従つてその
間裏側から支出してはいけなという
規定を設けるべきじゃないか、こうい
う御意見が衆議院でたびたびあつたわ
けであります。再建整備の法律の中
に、今度は、当分の間、国に対しては
支出してはならないという規定を入れ
たいと思つて、現在法案の中に入れて
おります。ただその場合に、「国に対し」
といふこの文句は「国」でありまして、
国及び国の機関であります。国の機関
に直接のやういふ寄付をしてはならな
いといふ法律では得けないのであり
ます。そうなりますと、後援団体、協
力団体といふものを一体何と見るかと
いう問題があります。先ほどお話しに
なりました直接財政援助を目的とした
ところのものは、これは私は国の団
体に近いものだから、国に近いもので
あるからこれは私は禁止すべきもので
あるといふふうにお考えをしております。
警察庁もやはり同じやうな考えであり
ますが、ただ交通安全協会のような団

体がもしもあるとしますれば、これは
防犯協会とか何とかいう名前が出てま
した場合には、やはりこれはちよつと一
種の協力団体でありますから、やはり
他の協力団体と同じ立場において物を
考えていくべきじゃないか、かように
考えたのであります。従つて再建整備
の法律の中には赤字のあります団体
につきましては、そういう機関に、そ
ういふ協力団体に出すところの寄付金
の額を総額を押さへよう、こういう考
え方を現在いたしております。これは府
市町村のそれぞれの団体の財政規模に
よつて一つのパーセントをきめまし
て、百分の一とかぐらいから百分の五
くらいまでの間で、それぞれの地方団
体の財政規模によつて相当寄付金の総
額を押さへていく、当分の間そういう格
好にして押さへていこう、こういうやう
に現在考えております。

○石村幸作君 そこで第四條の三は、
国に対してといふことなんです、県
の場合も、今度市町村は県に対して
と、こういうことになるのですね。
○政府委員(後藤博君) 県と市町村と
の間はこの法律には直接触れないわけ
でございます。

○伊能芳雄君 ありますよ、条文の中
に。

○石村幸作君 「地方公共団体は他の
地方公共団体又は住民」としてあるか
ら、それで県に市町村はといふことに
なるわけでしょう。

○政府委員(後藤博君) これにはそう
であります、私どもの再建整備の法
律の中には県と市町村との間の規制は
いたしております。

○石村幸作君 再建整備法の立案には
そうでしょうか、一般ののですね、こ

の問題を解決するのにはやはりこの第
四條の三をもう少し事実に基づいたり
してはまるやうな条文に直したらどう
だろうと思ふのです、それでなければ
ば今の問題も解決しないと思ふので
す。

○政府委員(後藤博君) これは私も
地方団体の内部の問題につきまして
は、問題になりますのは、再建整備
をやり出す団体、つまり赤字の多い団体
と市町村との間の問題であります。こ
れは再建計画自体の問題でもありま
すし、それから個々の毎年の予算の問
題でもございまして、それは私も
の指導によつてできるだけ市町村に負
担を負わせないようにしていけばいい
のでありますから、これは事実上ある
程度できるといふことを考えまして、
法律の中には国だけの問題を法律で改
正しております。

○石村幸作君 そこで、警察庁長官は
今のところこれは何とかやめなければ
ならないけれども、今の段階では急速
にはやめられない、ある時期が来たら
やめるようにしようといふ、そ
うすると、自治庁の方はおそろくそ
ういふことはなるべくやつてもらいた
くない。これは法律的にや取りじやな
い、だから法的にや取りじやないこと
が規制されるやうな措置は講じられな
いかと言つておる。再建整備の問題と
は切り離して根本的な問題なんです
が、つまり取る方、国でも県でも取る
方はこれは法律的じゃないのです。だ
から、文句が出ればなるべくやめま
しょう、こう言ふのです。しかし事
実やめられない、だからやういふ場合に、
取られる方はどこまでもいやなんだ、
そういう場合に、自治庁は取られる方

の地方公共団体または住民個人のそれ
をどういふやうにして救済してやろ
うかといふやうな、規制をしてやろ
うかといふやうな考えはないか、こ
ういふのです。もつと四條の三を
実情に即するやうな条文に直して、
そういう措置をする氣持があるか
ないかといふことを聞いています。

○政府委員(後藤博君) 地方団体が寄
付を絶対にできないといふことは、私
どもは自治法の建前からして絶対の禁
止規定は置けないのじゃないか、また
置くことは行き過ぎじゃないか、か
うに考えているのであります。で、上
からの割当はいいけれども、下から
任意に寄付をする場合もあり得るの
で、それも正当の場合もあり得るの
でありますから、県と市町村の間だけ
一応この法律的な規定を置かないで、
国との間だけに禁止の規定を置こう、
こういう考え方をとつてゐるわけ
です。ただ、赤字のあります団体につ
きましては、寄付金の額が多額になり
ますと赤字が多くなつて参りますので、
その限度をきめる法律を作らう、こ
ういふ考え方で再建整備の法律の中
に「当分の間」といふことでそれを
入れてゐるわけでありまして。

○石村幸作君 今の後藤財政部長の言
うことはよくわかるけれども、あなた
の言うことは赤字団体の救済、再建促
進、その方にばかり考え方がいつて
いるから話がこへいつてしまふのだ
が、今の問題ははつきり具体的な問題
なんです。そういう場合を主台にし
て話しているのだけれども。

○政府委員(後藤博君) 先ほど申し
ましたやうに、地方団体につきまし
ては、自治法の二百三十一條に「公益上

必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができると。こういう規定がございます。従って、建前としては公益上必要があれば寄附ができるという建前になっている。従ってこれを寄附する側の地方団体を禁止するといふことは自治法の建前からいって行き過ぎじゃないかと私は考えているのであります。従って当分の間だけ特殊な団体についてのみ寄附を制限していく、こういう考え方をとっておりまして、ただ今申しましたように国だけについては、国に出す必要はないのじゃないか、こういうことで法律をはつきり出そう、こういうことであります。警察につきましても、先ほど申しましたように警察の協力団体でありますところの交通安全協会、そういうものが寄附といふか、会費といふか、そういうものを払うこととそれ自体までも押えてはいけぬのでないかと私は考えております。ただ純然たる財政援助のものはちよつとこれは行き過ぎじゃないか、従ってそういうものは押えるべきじゃないか、かように考えております。

○伊能芳雄君 西田前長官は本会議ではつきり堂々と、一般的にそういう自治団体の寄附金を禁止するということを明言したことがあるのです。そのことはお聞きになっていませんか。

○政府委員(後藤博君) 聞いております。

○伊能芳雄君 これはほんとうは川島長官と西田大臣と二人に聞きたいのですがね。その問題は一体はおかむりやめてしまったのか、あるいはやるつもりなんだけれども法案が整わないのか、どうなんです、今の段階は。

○政府委員(後藤博君) 絶対に禁止するということとを前の大臣がおっしゃったのであります。しかしこれは現在の地方自治法の建前を考え、また現在の実情を考えて参りますと、絶対に禁止をいたしましたも、やはりいろいろの形でもって出ていくのでありまして、その法律が守られるかどうかというところが問題なのであります。従って守られる限りの法律を作るのが実情に最も合っているのじゃないか、かように考えまして寄附の制限の方式を考えたのであります。

○伊能芳雄君 そうすると、今の段階では西田長官のあの太みえはもうあなた方事務当局のいろいろの意見によつて変更されている、こういうふうに出ていくのですか。

○政府委員(後藤博君) 事務当局ではなくて、現在の自治庁はあのときのおあいふうな考え方ではなくて、寄附を絶対禁止するのでなくて、ある程度制限をしていくという方向に変わっております。

○伊能芳雄君 今石村委員が地方財政法第四条の三を引用しましたが、この引用が問題になるので、強制的にやっちゃいかぬという言葉があるから、出先機関というものは、いや住民が非常に自発的にこれだけのことをせひやりたいというので持ってきていますと云うにきまつています。強制的なんではない。一度もおそく表面に出たことではない。強制的にやれば法律にひつかかるし、本人がひつかかるばかりでなく、少くも上級官庁というものは必ず押えてしまふ。だからこんな条文は実際あつてもなくてもいいので、ほんとうに押えるならば強制的にというのでなく

して、受けてはいけないという条文にすべきだと思うのですが、どうですか。後藤財政部長の個人的な意見でもかまいませんが。

○政府委員(後藤博君) 実はこの条文だけでも読めるといふ人もあるのだけれども、出してはいけないというわけには、しかし私どもはこの条文ではちよつと読めないといふふうに考えておりました。従つて法律をどうしても要する、こういうふうになつたわけでありまして、

○伊能芳雄君 あなたはどこまでも出す方ばかり押えようとするが、受ける方を押えればいいのではないか。国の出先機関がやつてはいけない、寄附を受けてはいかぬ、県の場合もほかの団体から寄附を受けてはいかぬ、この条文は強制的にを除外してしまふ。大体出す方を押えるのがおかしいので、むしろ受ける方を押えるなら押えるべきだ。受ける方を押えるのが国の責任なんだ、むしろ。この点どうですか。今あなたの言うような意味において、これを出す方を押える条文にも読めるといふのは私は無理だと思ふ。そんな読み方はできない、この条文は、強制的に割当を受けてはいけない、強制的にをとしてしまえば、この条文といたうものは国の出先機関は寄附を受けてはいかぬ、県は——県に限らず地方団体は他の地方団体に強制的にでなくともやつてはいかぬといふことになくても、受ける方を押えるのが順序じゃないかと思う。どうですか。

○政府委員(後藤博君) おっしゃいます通り、「割当」で強制的に徴収する」という文句を変えれば受ける方の制限はできると思ひます。しかしその場合にもやはり勝手に出したあれだかいいいじゃないかという議論がありまするるので、やはり出す方の側を押えることによってこの規定が十分に活用されるのじゃないか、こういうふうに考えております。

○委員長(小笠原三男君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(小笠原三男君) 速記を起して。

○伊能芳雄君 こういうことをきめられたら、警察はすぐ困りますか、どうですか。つまりこの第四条の三というのは地方団体は他の地方団体に、県が市町村にということになるのですか、住民ということになるのですか、寄附を受けてはいけない、これは後藤部長は徹底しないと言つても、これは徹底することはない。国の機関やあるいは地方団体なんだから、これほど徹底することはない。受ける方に対して受けてはいけない、もし違反したら法律の違反ですから、おそらく公務員として非常な違反を、法律違反を犯したことになるから、法律にも問われる。同時に監督上からも当然追及される。非常に徹底するのです。しかしこれをやったら困る点がありますか。

○説明員(石井榮三君) 先ほど他の委員さんの御質問の際にお答えしたと同じことを繰り返すようになりますが、簡潔に申し上げますが、要するに警察の運営に必要な経費が、本来のあるべき都道府県の費用によつて予算が十分に計上されるならば、警察としては何も市町村に財政上の御迷惑をかけるところは毛頭ないのであります。都道府県の警察予算に都道府県費をもつて必要最小限度のものが確保されるという裏づけがあつて、初めて市町村に財政負担をかけるようないわゆる寄附の問題といふものは解消すると思ふのであります。それが今直ちにできるならば、寄附の出し入れは全面ストップということになつても支障がないといふことになりまして、現実の問題として、都道府県の財政状態には直ちにそこまで期待することは困難な実情にありまして、先ほど申します通り、逐次可能な都道府県から理想的な方向に持っていくていただくように努力をお願いしたい、そういうふうに私も考えております。

○委員長(小笠原三男君) 私からも念のためにお尋ねしますが、警察費が都道府県理事者並びに議会において適正なものが承認されない、そのために下の市町村に不足分を移していかなるを得ない、こういうような都道府県がどこかにあるのですか。警察行政が遂行されるに足る最低限の金までも出さないといふ都道府県があるのですか。あるとなれば私は大問題だと思ふ。もしも寄附は強制割当しないのですから、寄附をしないといふ市町村が出てくれば、その都道府県の警察行政にはもう欠陥が出てくるということになるのですか。寄附がなければいけないの点明らかにしてもらいたい。

○説明員(石井榮三君) 多年の慣習で、そうした寄附に依存して末端の警察において運営されておる面があり、それが本来のあるべき都道府県の警察費として還元されると申しますか、計上されておらない面が若干残つておる

○説明員(石井榮三君) 多年の慣習で、そうした寄附に依存して末端の警察において運営されておる面があり、それが本来のあるべき都道府県の警察費として還元されると申しますか、計上されておらない面が若干残つておる

○説明員(石井榮三君) 多年の慣習で、そうした寄附に依存して末端の警察において運営されておる面があり、それが本来のあるべき都道府県の警察費として還元されると申しますか、計上されておらない面が若干残つておる

わけでありませう。そうしたものを、全面的にあるべき姿に持つていくには若干時間を要する、こういうふうには考へてゐるのであります。今直ちにそれが一氣に可能であるかと申しますと、都道府県の財政状態もありましようから、なかなかそれまでめんどう見たいだくということが事実上困難である、こういう現状にあります。

○委員(小笠原三男君) そうしますと、石井君がおっしゃる通りに、都道府県に要求するが、けられる、それで下へ下つていくということではなくて、初めからそれは要求してゐるものではなくて、市町村において慣行として各警察署においてやつておるものなのだ、それで都道府県に警察行政費として要求するものは別個のものなのだ、慣行上というものですから、そういうふうに見えるのですが、そういうものなら、そういうものこそ断ち切つてしまつたらどうか。おかしなところがある。堂々と要求すべきものなら初めから要求し、それが都道府県にけられるならば、県民に訴へるなりあるいは政府、国会に適正な措置を求める方法をとるべきじゃないでしょうか。

○説明員(石井三三君) もとより必要な経費は要求いたしておるのであります。いたしておるが、都道府県の財政状況等もありまして、それが全面的に受け入れられないというところから、その不足分を一応従来の、悪いことではあります、慣例に依存しておるといふ面が残存しておるわけでありませう。これが先ほど来たたびたび申し上げます通り、決していいことではありませうので、今後逐次理想の方法に

切りかえたい、さように考えております。

○委員(小笠原三男君) そうしますと、都道府県の理事者あるいは都道府県議会が適切な予算要求をうけるということから寄付の問題が起つておるといふことですか。もしもけるとなれば、警察行政一般を見合ひにして予算を決定するものでしょうから、私はそれは思ひやう。最低限のものであらうとも警察行政費は保障されてゐると思ふのです。それなら警察部内として寄附はもらわんでやつていけるという最低の保障はあるのじゃないですか。任意の寄附に求めて不安定な警察行政を予算上やつてゐるなんということは、私は不適切だと思ふのですが、どうなんですか。

○説明員(石井三三君) 実際問題として、府県の警察本部長の方にお願いしては、必要な予算を知事の方に要求をいたします。知事の方ではもちろん必要最小限度のものを考えて下さる配慮のもとに予算を編成されるのであります。先ほど申し上げました通り県財政の都合等もあつて、この程度でがまんしてもらいたいというところで、その結論が出てゐるものと思ふのであります。しからば本部長が理想として要求した額に満たないからといって、その不足分を他に求めることななく、その認められた正規の予算でがまんして警察行政をやつたらいいんじゃないかといふことをおっしゃること、私はごもっともと思ふのであります。私も他にも弊害を生ずるような寄附まで求めて、それによつてそうした不足分をカバーするということは必

ずしも適切ではないと思ひます。しかし先ほどから申します通り、多年の慣性で申します、慣習で申しますとがまだに残存いたしておるもので、これは好ましいことではないので、逐次是正をして参りたいといふふうにおし上げておるもので、御了承を願ひたいと思ひます。

○委員(小笠原三男君) いや、慣性の肅正というのですから、これは従来の長官ではできなかったことですから、これは新長官の手腕に期待するといふことですか。

○石村幸作君 石井長官にちよつとお尋ねしますが、さつきのお言葉のうちにある、ある県はもうすでに全面的に廃止してゐると、これは事実ですね。神奈川県なんか全部やめた。そこで神奈川県はほかにもあるかどうか。やめた場合に警察の運営の費用に欠陥を生じたかどうか。そしてその場合に県に向つて追加の予算を要求したかどうか。それをちよつと御説明を……

○説明員(石井三三君) 石村委員さんの先ほど御指摘の通り一つの例として、神奈川県が三十年代からそういうふうな全部従来警察署単位の警察後援会ないしは協力会といったようなものが市町村に負担をかけておりましたのを全面的に廃止いたしまして、それを必要とする最小限度の費用を県費に計上いたしまして、全面解消いたしましたが、これは何分にも本年度初めてそういうふうな切りかえられたものでございませう。まだ時日も短く、従つてその実施を十分にわれわれの検討するだけの資料を持ち合せておりませうので、今直ちに御指摘のようなことに

ついてお答えをする材料を持ち合せておりませう。今後十分神奈川県の実情を見きわめまして、適当な機会にはまた御報告を申し上げたいと思ひます。

○石村幸作君 ですから、さつき小林委員が具体的な質問というよりも要求をした。それに対してお答えになつたんだが、あの通りやはり英断的に全廃を指令すれば、これはいふところにくのです。足りないけれどもどうしたつて府県に要求するし、府県もこれをほつておけないし、要するに警察庁で全国一齊にこれを廃止するという英断の手段をとるか、一にかかつてこれは長官の決意によることと思ひます。私はこれで終ります。

○説明員(石井三三君) 都道府県の財政措置と関連を持つものであります。これは一氣に今私がいかにそういう理想を私自身考えておりました、実現をしたいと思ひまして、一氣に今直ちに実行に移すということは不可能であらうと思ひます。ことに年度半ばでもございませう。ことに年度半ばではなかなか簡単には参らないと思ひますが、今後できるだけすみやかにその方向に、理想の方向にもつていくといふことを努力するといふことを御了解いたしたいと思ひます。

○中田吉雄君 石井長官に申します、都道府県警察の常任委員の希望者というものは非常に多いのです。そうしてまた私は警察が正当な要求を出されたのを削るというふうなことは、選挙をやつたりいろいろ関係のものとして、私はかなり警察財政は膨張すると思ふのです。これは自治体警察のときに、やはり権力を持つ警察と

議員との関係というものはなかなか微妙なものがあつて、そういう点では警察が堂々と治安維持の最小限度の経費として要求されたものを議会が削つて寄附に仰がねばならぬといふようなことではないと思ふ。これはもうどうしてもしねにききがあるとは言ひませんが、どうしても警察の予算は膨張の一途をたどる傾向を私の経験からしてもよく知つておるのです。そういうふうな点から、新長官として地方行政委員会に出る寄附を切れと言われたというふうなことでは、地方の警察で財政運用がよくなくて、どうも今度の長官は——というふうなことは、思ひます。やはり切つちやつて、そうして必要な経費は固より都道府県の長なり、議会なりにやはり要求をやる絶好のチャンスである。それから私は活動費や運営費は、私はその実態についてかなりその収支の一々の伝票をくつて調査したこともあつてよく知つてゐるのですが、進駐軍接待費というふうなことでも数十万の一括の伝票になつて、これは非常に問題があつたりして、なかなかその辺は英断をふるう私は余地があると思ふのです。やはりこの機会に、決して地方議会といふものは警察予算に対して無理解じやないと思ふ。やはり財政多難という面は、これは農林だろが民生であるが、どこだつて共通な問題で、よそへそれだからと言つて切られたら寄附に仰ぐといふようなことは、権力のない下部のあれではできないのです。だから私は多年の懸案を移して百尺竿頭一步を進められることを強く希望する。そうしてまた地方議会が私の体験から言つて警察予算に大なたをふる

うものでは絶対ではないのです、その点も……。

○説明員(石井栄三君) 中田委員より御鞭撻をいただきまして、まことに心強く感じた次第でございます。地方議会におきまして警察に非常な御理解をいただいておりますので、必要な経費は十分に獲得できるということでございまして、意を強うする次第でございますが、警察はえてしてこわもてするため、半ば強力をを用いて警察予算を獲得したというようなことがあつては、これまた弊害の面を生ずるかと思つて御理解を願ひます。県議会の方々はきかれて御理解があるとは申しまして、まずその前提となる予算案提出の前の予算の編成については、県知事初め県財務当局のものが県の警察部長等と折衝して原案がきめられるわけでありまして、その際には県としてほゞと警察費のみならず、すべての経費について総合的に判断をした結果、知事が裁定を下されるものと思ひます。他の方面に必要欠くべからざる緊急に要する予算等の関係があつて、警察の必要な理由はわかるけれども、今日ただいまはこの程度でがまんをしてもらいたいというようなこともあろうかと思ひます。そのために警察側としては理想が達成されないといふこともあつてはいるかと思ひます。地方警察が、県議会の方々の御理解によりまして、そういった警察が当然必要とする面が不足しているというような場合には、御鞭撻によりまして、県予算に計上されるということであるならば、われわれとしましてはこれ以上ありがたいことはいないわけでありまして、先ほど申しました通り、警察がこわもてするが故に半ば強力をを用いて無理

に予算を獲得するといったような傾向を生ずることは、やはり誠に戒めなければならぬと思つております。どこまでも警察の当然に適正に必要とする予算を関係各方面の方々の御理解を得て正式に予算化する、こういうことでありたいと思つております。各都道府県はそれぞれ財政状態が違ひますので、富裕府県におきましては比較的に容易に警察の希望する予算が計上されましようが、他の府県におきましてはなかなか理想通りに参らないという点がありまして、これはかような勘考いたしております。

○委員長(小笠原三男君) 後藤政府委員にお尋ねいたしますが、この警察費については、財政需要は各府県別警察庁と協議して了解点に達しておるのですか。毎年度そうしますと都道府県で実際予算を組んだ額と財政需要との開きがあれば、これは何らか行政指導その他で都道府県に要請もできるでしょうが、どこまで金が出ればそれが適正なものやらわからぬというようなことではこれは水掛論で、いつまでたつてもこの種の問題は断ち切ることができない。

○政府委員(後藤博君) 財政計画を作ります場合には、もちろん警察の財政需要につきましても相談をいたしまして財政需要額をきめております。それからそのきまりました財政基準に基づいて今度交付税を分けます場合に、先ほど申し上げましたように教育とか警察とかいふような義務的な経費につきましても、交付税の基準財政需要額を高く見ておきまして、九五%くらいを財政需要に乗せる、こういうふうな考え方で、単位費用を算出して

たしております。従つて九五%以上を出せるか出せないかといふことは、これはその県の自由財源のあり方によつて自由にきめてしまふ、こういうふうな考へておるものであります。それは各県の毎年度の予算を見ますと、やはり義務的な経費を重く見ながら中心の予算を組んでおりますので、できるだけの財源を持ち出してあります。従つて警察の方で要求されるものよりも、もちろん低いとも思ひますけれども、われわれの計算したもの以上にし出してあるのが実情だらうと、こういうふうにして思つております。

○森下政一君 石井長官に伺います。先刻来各委員とあなたとの質疑応答を承つておりましたが、委員諸君の心配されることは強制ではないというけれども、警察費の増減にいろいろ寄附がつけられておるというところは弊害が多いのじやなかつたらうか、なるべくそういうことをやめてもらいたいといふことが委員諸君の希望だと思つて、ところがあなたが答へになるのを聞いておりますと、富裕府県では警察の理想とする要請が充たされておつても、そうでない府県においてはどうも理想を達成するだけの財政的な配慮が事実上不可能だといふので加えてもらえないとか、そういう場合が長年の慣習で寄附をつくることもやむを得ないのだといふふうな聞こえなんですか。一体警察の理想とする要請なんといふものは、これは私どもまで行つてもこれは理想が達成できちやうと、それから先その理想が進展することはないんだといふようなことではないかと思つて、これは警察といふものなんだん年が経るに従つて理想とされることの目安

すが変わってくるに違ひない、そういうことはあり得ることと思ひます。その理想的な要請といふものがあつて、その理想のとストップするものではないかと思つて、そういうことは限らないことだと思つて、だから国の財政需要なり、あるいは地方の財政需要なりを勘案して、一体国民全体が非常に税負担その他で苦しんでおるところなのでありますから、その上に寄附その他のことが要請されるということが好ましいことじやないかといふのが委員諸君の気持だらうと思つて、これをとめるということは、先刻来石村さんその他からお話がありました、あなたが各府県の警察本部長に、一般の寄附をつくるのはなほぬとおつしやれば、それで事は済むのだと思つて、ただ各府県の知事なりあるいは財務当局者や警察本部長とが予算の編成のときに大いに戦わねばならない必要があるのだらうと思つても、委員諸君の心配されるようなことをなくすることのために、あなたが長年の慣習だとか、あるいは警察の理想を達成すべきだといふようなことをお考えにならんと、今国民が直面している非常に負担が重いという状態から、これ以上に寄附その他で迷惑をかけまいという御決心さえつければ、あなたがそういうことはしてはならぬといふことを一本指令されたら、もうそれでしまひではないかと私は思つて、解決つくのではないかと思つて、同時にまたいかに貧困な府県といふことも、それぞれの府県内の治安その他に關係がある警察行政の運営という問題なのですから、そういうものに非常に事を欠くような

状態に置く道理がないと思つて、先刻中田委員より、そんな心配は断然ないというお話がありました、その通りだらうと思つて、極力持つておられる警察であるがゆゑに、なおさら私はそういうことは謙虚な態度をもつて皆さんが心配されることのないように、あなたが新長官になられて、物事を變えていくの一番いいときなのだから、一本通達を出されたら解決すると思つて、警察の理想が達成できぬと言つて、理想なんといふものはストップするものではないのです。毎年理想はだんだん高くなつてくる、それでなかつたらまた困ると私は思つて、それでいいですか。

○説明員(石井栄三君) 御返言は十分拝聴いたしまして、よくわかつておるのでございますが、先ほど来たたびがしきの市町村の協力をいただいております、それにかつての財源を全然見てやらないで、いま直ちに全部ストップということになると、もし他の個人の寄附等をつつそり求めるといったようなものが出てくるというやうな、他の弊害を生ずるおそれもあるかと思つて、あります、そういう点を心配します。がゆゑに、現在の市町村からの各署単位の寄附を全面的にストップさせるからには、正常な府県費で何がしかのそれにかつての財源措置をして、そして全面を管理してやると、こういうのが実情に即したものである、かように考えております。

○森下政一君 石井長官、私はあなたのお話を聞いておつて、もしいまのやうな心境であなたがおられる限り、警察のために地方民から寄附を要請され

たして、先刻中田委員より、そんな心配は断然ないというお話がありました、その通りだらうと思つて、極力持つておられる警察であるがゆゑに、なおさら私はそういうことは謙虚な態度をもつて皆さんが心配されることのないように、あなたが新長官になられて、物事を變えていくの一番いいときなのだから、一本通達を出されたら解決すると思つて、警察の理想が達成できぬと言つて、理想なんといふものはストップするものではないのです。毎年理想はだんだん高くなつてくる、それでなかつたらまた困ると私は思つて、それでいいですか。

ということとはストップするときはないと思うのです。正常なる府県費をもって警察の要請する費用がまかなわれると言うが、いつそういふことにならぬのですか。これでも理想全部を達成できるのだというときは来んだろうと私は思うのです。いつまでたつても理想的なところまで行っていないということは言えるのです。理想ということとは人間の欲望と一緒で、だんだん高くなってきて際限のないものだ。だから私はやはりあなたの決断をもってそういうことはまかりならぬということをおっしゃるのが一番いいことだ、またそう言われれば、各府県知事も財務当局も、警察の要請をなるべく正常な費用をもって満たそうという決心をされるに違いないと思うから、その決意をうながす意味においてもあなたの決心が先決問題です。あなたがいまのような考え方でおられる限りは、私はこの問題が解決するときはないだろうと思えますから、願わくは委員諸君が心配されるような地方民の寄付ですね、寄付に悩むというような姿が解消するように、あなたが新長官になられたこの機会に、各府県の警察本部の本部長に對して、寄付をつくるようなことはまかりならぬという通達を出してもらいうようなことを切望して質問を終わります。

○委員長(小笠原二三男君) ちよつと速記をとめて。

○委員長(小笠原二三男君) 速記を起す。

○委員長(小笠原二三男君) 速記を起す。

○委員長(小笠原二三男君) 速記を起す。

○委員長(小笠原二三男君) 速記を起す。

○委員長(小笠原二三男君) 速記を起す。

○委員長(小笠原二三男君) 速記を起す。

○委員長(小笠原二三男君) 速記を起す。

委員会としては、警察庁に對し強く本問題に對して善処方を期待するというにいたしまして、本日はこの程度にしたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(小笠原二三男君) ではさよう決定いたします。

○森下政一君 後藤さん一つ教えてもらいたいのですがね。三十二条の五項ですが、「毎事業年度生じた資本剰余金は、その源泉別に当該内容を示す名称を附した科目に積み立てなければならぬ。」これは具体的にどういうことなんですか。財源別に名称を付するというのはどういうことですか。○政府委員(後藤博君) これはたしか源泉別でなかったかと思ひます。源泉別ですね。資本剰余金はこれは私はよくわからないのでありますが、今までの考え方は、剰余金というものの考え方が今までの法律では、株式会社の剰余金という考え方をとっておいたものであります。従つてこの点は会計学者にいろいろ私も教を請ひましたし結果、この点の条文を変えたわけであり、毎年生じました資本剰余金は、その源泉別に当該内容を示す名称を付した科目に積み立てなければならぬ。剰余金を源泉別に内容を示す名称をつけてはつきりして積み立てる、こ

ういう規定であります。これは株式会社の方なんかでもやはりこういうふうな剰余金の積み立てをこまかくわけることになっておりますけれども、公営企業でもやはり同じような方式で、もつて源泉別にはつきりわけて積み立てる、こういうふうにした方がよろしいだろうというのでこういうふうにしたのです。○森下政一君 そうすると、具体的にどういふ名称がつくのですか、それが私にはわからない。事柄はわかるのですが、ここに書いてあることはわかるのですが、源泉別に剰余金を積み立てる、そのことはわかるが、それは具体的にどういふことですか。すなわち名称についてどういふことが想像されるのですか。それがわからぬ、私には。○政府委員(後藤博君) これは私内容がわかりませんので、あとからお答えいたします。○森下政一君 それからもう一つ聞きたいのは、第四十条の二ですね。内閣総理大臣がいろいろな勧告だとか助言ができるようになっておるわけですね。ところが似たようなことが地方自治法にも規定があります。各地方公共団体の組織だとか運営だとかに關して助言、勧告ができる。その地方自治法の規定で大体この公営企業に對する助言、勧告なんかも間に合ふのではないですか。わざわざこういうふうなものを公営企業に別に設けなければならぬのはどういふわけですか。○政府委員(後藤博君) 自治法の規定で今まで間に合つておつたのであります。しかし法律を別にしておりまして、考え方が自治法とは違えております

ので、これを明確にしようというのでここに入れた。むしろ第二項の方が問題でありまして、従来は自治報告令でやつておりましたものを、ここではつきり法律上の様式になつた報告にしよう、こういうことであります。全然できないということではあります。○森下政一君 今あなたのおっしゃつた四十条の二の第二項ですね。これとていろいろな報告というものは、必要がある場合においてそれを徴するということですね。必要がなければ別に何もないわけですね。そうすると、まあこの前赤松さんの質問に對しても、従来公営企業に對してもいろいろな助言、勧告をしなればならぬといふケースはほんとうはなかつたと言われるが、ほんとうはそうだと思うのだね、今後においても。内閣総理大臣からいろいろな助言だの勧告だの受けるようなことは、これは公営企業といふのはなつちやないかと思ふので、これはわざわざこんなことを公営企業法の中に入れても、地方自治法に今載つておるものだけでたくさんだと思ふのです。○政府委員(後藤博君) 必ずしもわれわれはこれを振り回すつもりはないのであります。公営企業の中にはやは管理者が無計画に発注をしたり何かするやうな場合がないことはないのではありません。そのために穴をあけておる業態があります。大都市においてもあるのではありません。従つてそういうところにはある程度の助言、勧告をする必要がある、私はかように考えております。○森下政一君 従来は助言、勧告なん

かするやうな事態は起らなかったといふ御答弁があつたが、この法律ができたら今度はさつそく一つ何ですか、資料を要求して求めてきて、無計画に発注しておるじゃないかというやうな勧告をして、大いに戒めようという下心があるのですか。○政府委員(後藤博君) この法律ができたからということではなくて、ちゃんと助言、勧告をします場合に、法律的な根拠をはつきりしようというものがこの条文の趣旨であります。今までは口でもちろん申しておりますが、はつきりした根拠を問われると、自治法にあるのだと、そういうことになる、自治法の特別法のようなものでありますから、この法律にはつきり出す方が根拠規定としてはいいじゃないか、こういう意味でここに載せたのであります。○秋山長造君 今の点は何ですか財政部長、まあ従来もやつておられたと言ふのですが、従来助言、勧告をやつた場合に、相手の方から、お前何の根拠があつてそんな要らぬことをやつたのだと言つて逆にやられたことがあるのですか。そんなことはおそろくないだらうと思ふ。○政府委員(後藤博君) もちろん今までも助言、勧告はしておりますが、法律的根拠がないから云々というやうなことは現在はありません。○秋山長造君 今までの実情がそうならば、むしろここで特に新しくこういう条文を入れるよりも、今までのままで運営の面でやつていった方がいいのじゃないかと思ふのですが、どうも最近、今度の地方自治法の改正にしても、あ

関係の法律にはやたらに中央政府の助言だとか勧告だとか監査だとかというふうな、とにかく中央の地方に対する発言権を強化して、そうしてそれを法律の上にはっきり現わしていこうという傾向が全般的に強いように思うのですが、しかしやはりこういう傾向は、地方自治を育てるという建前から言ってもあまり好ましい傾向じゃないと思いますが、それに対して自治庁長官はどのようにお考えになりますか。

○國務大臣(川島正次郎君) 政府委員から申し上げます。

○政府委員(後藤博君) 四十条の二の一項と二項とあわせて読んでいただきたいと思いますが、今までは先ほど申しましたように、自治報告令によって自治法を基礎にして報告を求めて、そうしてそれを基礎にいたしまして助言、勧告をやっておったのでありますが、しかし先ほど申しましたように、公営企業法が別にありますし、公営企業というものは一般の財政運営とは変った運営の仕方をして、一種の独立した企業的な考え方をしておりますので、それに対して条文の規定の整備をはかるという考え方があります。全然なくてもいいじゃないかという話も、なくても現在までやってきたのでありますが、ちゃんとした根拠のあるところの報告を求めて、それを基礎にしてやはり助言、勧告をするという方針をとった方がよりフェアじゃないか、こういうふうにお考えたのであります。

○秋山長造君 それは自治庁の方の考え方の筋は一応わかるのですけれどもね、しかし地方団体の内輪ではたとえ

ば監査委員という制度もあるし、それからまた議会という制度もあって、まあそれぞれチェック・アンド・バランスでやっているのですから、だからその上に特に総理大臣がこういうふうな特殊なはつきりとした法律上の権限を持たなくても、十分この企業の経営自体の安定性というものは、これは確保されていくのじゃないかと思うのです。それを何か政府の方でとにかくそういうことにならば一々監督権を握っておかなければというの、地方にやらせておいたら、えてしてたために流れがちなというふうなやうな思想の一つの現われじゃないかと思うのです。これは今度の地方自治法の改正案を見ても、やはりこういうことに類するやうな項目が入っているし、まあ再建整備法なんかその尤たるものです。機会をとらえては中央の地方に対する監督権というか、発言権を強めていくというふうな傾向に期せずしてなっていると思う。これはやはり中央集権につながるものでもあるし、地方自治を育てていくという方向とは私は相いれない方向じゃないかと思うのです。こういう傾向について自治庁長官としてどういうふうにお考えになるのか。その点一つお伺いしたい。

○國務大臣(川島正次郎君) 地方自治体に対する政府の監督権というものはきわめて薄弱でありまして、全く助言、勧告の範囲内を出ないものであります。私はこれが自治法の精神だと、かように解釈はいたしておるのでありますが、今回提案しまして御審議願う地方財政再建促進特別措置法案の中には多少この点が強化されていることは事実でございます。赤字に悩んでおりまする地方財政を再建するにつきましては、中央地方とが一体になりまして、資金的の措置もまたその他いろいろな施策も施さなければならぬのでありまして、あの法案に盛り込まれている程度のことでは必ず必要ではないかと、こう考えます。しかしながらお話をうかがうに、後地方自治体に対して非常に監督権を強化して中央集権的になるというやうなことは、これは絶対に避くべきことだと深く確信をいたしておるのであります。もう最小限度のことしかやらぬつもりで、この点は特に私は注意して自治法の改正なりまた再建促進法なりを作りますときに、留意をいたしたわけであります。お説のことはその通りであります。いたずらに権力を振り回すやうな改正は絶対にいたさぬつもりであります。

○秋山長造君 長官はそうおっしゃるのですけれども、しかしこれはまあ現在でも法律上にはうたつてないかも知れぬけれども、中央政府の地方に対する発言権というものは、これは弱いどころじゃない、非常に強いので、むしろ財政面なんかから言えば、これは実質的には地方自治というものはもうすでに財政面から骨抜きになっていると、言っているくらいだと思ふのです。これは地方の自治財源がどれだけのパーセンテージを占めているかということをお考えになつてもすぐわかることなんでしょう。これはほとんど財源というものは中央に仰がねばならぬという形であるのですから、こういう特別な条文にうたわなくても、これはやはり地方は中央からの与えられた正当な助言なり勧告なりというものに対してはき

めて忠実に従うものだろうと思ふのです。また実情がそうなつていふと思ふのです。それを特にこうやって、こゝと新しく条文にうたつて、動きのとならないやうな法律上のはつきりした権限を中央が握らなければならぬという理由私は薄弱だと思ふのです。にもかかわらず自治法改正にしてもこの改正にしても、それから再建整備法にしても、そういう強い権限があらうところには、やはり実質的に地方自治が骨抜きになつていく上に、さらに形式的にも地方自治を骨抜きにしていくやうなことに事実上なつていくやうなものです。そういうふうにお考えになりますか。

○國務大臣(川島正次郎君) 地方政治のむづかしい点は財政の面から考えましても、また行政の面から考えましても、現在六千数百の自治体があるのですが、これが皆個々のやり方をやっておりますと同時に、行政のやり方も非常に複雑でもありますし、また不適当に行われている点もあるものであります。助言、勧告を一樣に各公共団体にやろうというのではありませんが、特に行政面なり財政の運営なりが適正でないという特殊の地方団体だけに助言、勧告をしよう、こういうのであります。強化するといふ考えですべての改正案を作つていふのではないのであります。はなはだしい府県に限つて特に助言、勧告をしようという程度であります。それから、お説のやうな弊害は私は起らないのではないかと、こういうふうにお考えおるのであります。

○中田吉雄君 助言の点を百歩譲つても、自治庁にそういう——大要縮んだがスタッフの問題ですね、なるほど自治庁には大学を出られた優秀の地方税制、行政、財政のエキスパートがおりますけれども、こういう企業をマネージメントする、そういう助言、勧告するスタッフがついては問題だと思ふ。それは起債の割当や税の問題、交付税の割当、そういう面のやはり権威者はおりますけれども、やはり将来地方自治の行くべき方向として公営企業というものは相当まだ拡大発展すべきものだと思うのです。またそういうことをしても、なかなか私はスタッフの問題がすでに問題だと思ふ。これまでの自治庁のいわゆる税、財、行政のやうなマンネリズムと言つては恐縮ですが、やはり新しい地方住民の要望にこたえるためには、そういうバスにしても水道にしても、その他ガスにしても電気にしても、あるいは公営企業の問題その他にしても、もっと変つた住民の要望にこたえるようにしなければならぬ。第一この助言をやるにしても、この裏づけになるスタッフにおいて、経営について適切な助言をし、収益を上げながらなお住民の福祉にこたえるというやうな、これはもうこれまでのような、これはもうこれまでもしきたりでなかなかできないと思ひますが、その点はどうなんですか。

○政府委員(後藤博君) われわれ公営企業の関係につきましては、もちろん力が足りないことはよく存じております。この法律の改正に当りましていろいろの会計学者の意見、それから実務家の意見を十分聞きまして上でもちろん改正をいたしておるのであります。

も、自治庁にそういう——大要縮んだがスタッフの問題ですね、なるほど自治庁には大学を出られた優秀の地方税制、行政、財政のエキスパートがおりますけれども、こういう企業をマネージメントする、そういう助言、勧告するスタッフがついては問題だと思ふ。それは起債の割当や税の問題、交付税の割当、そういう面のやはり権威者はおりますけれども、やはり将来地方自治の行くべき方向として公営企業というものは相当まだ拡大発展すべきものだと思うのです。またそういうことをしても、なかなか私はスタッフの問題がすでに問題だと思ふ。これまでの自治庁のいわゆる税、財、行政のやうなマンネリズムと言つては恐縮ですが、やはり新しい地方住民の要望にこたえるためには、そういうバスにしても水道にしても、その他ガスにしても電気にしても、あるいは公営企業の問題その他にしても、もっと変つた住民の要望にこたえるようにしなければならぬ。第一この助言をやるにしても、この裏づけになるスタッフにおいて、経営について適切な助言をし、収益を上げながらなお住民の福祉にこたえるというやうな、これはもうこれまでもしきたりでなかなかできないと思ひますが、その点はどうなんですか。

りますけれども、現在においては、一定の規模以上のものを中心に考えていくという考え方を持っておるのでございます。

○中田吉雄君 この公営企業法の第二条のワケ内のもので、二項の方です、二項の方にもかなり指導方針としては、下水道にしても動物園にしても、ああいうものに対してまでかなり採算制ということ強く主張されているような、下からのわれわれの情報では受けておるのですが、それはどうですか。

○政府委員(後藤博君) それはものによりまして、たとえば病院でありますれば、病院等につきましては、やはり上から収入というものを考えて規模を考へていくというふうにして、公益企業的な考え方をいたしておりますが、しかし、今の下水とか病院とかいろいろございまして、そういうものにつきましても、相当の規模になっておるものにおりますけれども、小さい都市の下水事業なんかは採算を中心にして考へると申しましても、なかなかそれはできるものではございませんで、やはり一般会計の問題として考へておるわけでございます。

○中田吉雄君 われわれの最近のいろいろ連絡によりまして、やはり下水とか、ああいうものにも強く言われて、それがまあ首切りとか整理とか、いろんなことにはね返っておるようですが、どうなんですかその辺。

○政府委員(後藤博君) 私どもはそういうふうには指導してないつもりなのであります、一般会計の問題として、一般会計全体の中で、たとえば整理をやるにいたしても考へて、その割り振りなんかはもちろんこまかくは申しておりません。従つて、公営企業的なものであるからというので、そのちの人員をもう少し整理したらどうかというようなことは、私どもとしては全然していません。

○中田吉雄君 やはり赤字になつても住民のサービスの面があれば、事業によつては、その辺十分に何もかも営利会社のように採算性ばかりとつておられると、公共団体としての住民に対する要望にこたへられないと思うのですが、その辺よく指導の場合にも心得ていた方がいいのですが、さらに第二条の適用を受ける点ですが、ちつとも伸びていないのですが、起債なんかは、そういうことをもつとやはり町村合併、新しく市が五百近くできたりする際にはもう少しやはり自治庁が、そういう面の自治庁のマネリズムを打破していくためにも、私はもつと直接住民の経済に關係したようなこういうものを伸ばしていく以外にないと思うのですが、その關係はどうですか。

○政府委員(後藤博君) お答え申し上げます。第一点の公営企業の起債はあまり伸びていないじゃないかという御質問でございますが、これは私どもはできるだけ公営企業は伸ばしていくつもりでありまして、昨年から申しまして、昨年当初は公営企業の起債の総額は二百四十四億でありましたが、最後には二百六十八億に、つまり二十四億だけ年度の途中でふやしておりました。それから本年は二百七十四億で、さらに昨年よりもふやしているのではありません。逐次ふやして参りたいと思つております。公営企業をやりたいという希望は、各地に町村合併等に基づきましてふえておりますので、できるだけこのワケをふやしていくような方向に私も持っていきたい、かように考へております。

○政府委員(後藤博君) それはものによりまして、たとえば病院でありますれば、病院等につきましては、やはり上から収入というものを考えて規模を考へていくというふうにして、公益企業的な考え方をいたしておりますが、しかし、今の下水とか病院とかいろいろございまして、そういうものにつきましても、相当の規模になっておるものにおりますけれども、小さい都市の下水事業なんかは採算を中心にして考へると申しましても、なかなかそれはできるものではございませんで、やはり一般会計の問題として考へておるわけでございます。

○中田吉雄君 われわれの最近のいろいろ連絡によりまして、やはり下水とか、ああいうものにも強く言われて、それがまあ首切りとか整理とか、いろんなことにはね返っておるようですが、どうなんですかその辺。

○政府委員(後藤博君) 私どもはそういうふうには指導してないつもりなのであります、一般会計の問題として、一般会計全体の中で、たとえば整理をやるにいたしても考へて、その割り振りなんかはもちろんこまかくは申しておりません。従つて、公営企業的なものであるからというので、そのちの人員をもう少し整理したらどうかというようなことは、私どもとしては全然していません。

○中田吉雄君 やはり赤字になつても住民のサービスの面があれば、事業によつては、その辺十分に何もかも営利会社のように採算性ばかりとつておられると、公共団体としての住民に対する要望にこたへられないと思うのですが、その辺よく指導の場合にも心得ていた方がいいのですが、さらに第二条の適用を受ける点ですが、ちつとも伸びていないのですが、起債なんかは、そういうことをもつとやはり町村合併、新しく市が五百近くできたりする際にはもう少しやはり自治庁が、そういう面の自治庁のマネリズムを打破していくためにも、私はもつと直接住民の経済に關係したようなこういうものを伸ばしていく以外にないと思うのですが、その關係はどうですか。

○政府委員(後藤博君) お答え申し上げます。第一点の公営企業の起債はあまり伸びていないじゃないかという御質問でございますが、これは私どもはできるだけ公営企業は伸ばしていくつもりでありまして、昨年から申しまして、昨年当初は公営企業の起債の総額は二百四十四億でありましたが、最後には二百六十八億に、つまり二十四億だけ年度の途中でふやしておりました。それから本年は二百七十四億で、さらに昨年よりもふやしているのではありません。逐次ふやして参りたいと思つております。公営企業をやりたいという希望は、各地に町村合併等に基づきましてふえておりますので、できるだけこのワケをふやしていくような方向に私も持っていきたい、かように考へております。

○中田吉雄君 それでは水道の料金なんか金融機関にというようなことはないのですか、それはどうなんですか。

○中田吉雄君 われわれの最近のいろいろ連絡によりまして、やはり下水とか、ああいうものにも強く言われて、それがまあ首切りとか整理とか、いろんなことにはね返っておるようですが、どうなんですかその辺。

○政府委員(後藤博君) 私どもはそういうふうには指導してないつもりなのであります、一般会計の問題として、一般会計全体の中で、たとえば整理をやるにいたしても考へて、その割り振りなんかはもちろんこまかくは申しておりません。従つて、公営企業的なものであるからというので、そのちの人員をもう少し整理したらどうかというようなことは、私どもとしては全然していません。

○中田吉雄君 やはり赤字になつても住民のサービスの面があれば、事業によつては、その辺十分に何もかも営利会社のように採算性ばかりとつておられると、公共団体としての住民に対する要望にこたへられないと思うのですが、その辺よく指導の場合にも心得ていた方がいいのですが、さらに第二条の適用を受ける点ですが、ちつとも伸びていないのですが、起債なんかは、そういうことをもつとやはり町村合併、新しく市が五百近くできたりする際にはもう少しやはり自治庁が、そういう面の自治庁のマネリズムを打破していくためにも、私はもつと直接住民の経済に關係したようなこういうものを伸ばしていく以外にないと思うのですが、その關係はどうですか。

○政府委員(後藤博君) お答え申し上げます。第一点の公営企業の起債はあまり伸びていないじゃないかという御質問でございますが、これは私どもはできるだけ公営企業は伸ばしていくつもりでありまして、昨年から申しまして、昨年当初は公営企業の起債の総額は二百四十四億でありましたが、最後には二百六十八億に、つまり二十四億だけ年度の途中でふやしておりました。それから本年は二百七十四億で、さらに昨年よりもふやしているのではありません。逐次ふやして参りたいと思つております。公営企業をやりたいという希望は、各地に町村合併等に基づきましてふえておりますので、できるだけこのワケをふやしていくような方向に私も持っていきたい、かように考へております。

○中田吉雄君 それでは水道の料金なんか金融機関にというようなことはないのですか、それはどうなんですか。

○政府委員(後藤博君) 現在考へておりますものは、国鉄と交通公社を考へております。

○中田吉雄君 交通公社にどういう形ですか、それは軌道ですか。

○政府委員(後藤博君) 交通公社で国鉄の切符やなんかを売っておりますから、そこへいけば連絡切符、連絡定期が買えるようにしたいということであります。

○中田吉雄君 それでは水道の料金なんか金融機関にというようなことはないのですか、それはどうなんですか。

○政府委員(後藤博君) 現在考へておりますものは、国鉄と交通公社を考へております。

○中田吉雄君 それでは水道の料金なんか金融機関にというようなことはないのですか、それはどうなんですか。

○政府委員(後藤博君) 現在考へておりますものは、国鉄と交通公社を考へております。

○中田吉雄君 それでは水道の料金なんか金融機関にというようなことはないのですか、それはどうなんですか。

○政府委員(後藤博君) 現在考へておりますものは、国鉄と交通公社を考へております。

○中田吉雄君 それでは水道の料金なんか金融機関にというようなことはないのですか、それはどうなんですか。

○政府委員(後藤博君) 現在考へておりますものは、国鉄と交通公社を考へております。

○中田吉雄君 それでは水道の料金なんか金融機関にというようなことはないのですか、それはどうなんですか。

○政府委員(後藤博君) 現在考へておりますものは、国鉄と交通公社を考へております。

○中田吉雄君 それでは水道の料金なんか金融機関にというようなことはないのですか、それはどうなんですか。

○政府委員(後藤博君) 現在考へておりますものは、国鉄と交通公社を考へております。

○中田吉雄君 それでは水道の料金なんか金融機関にというようなことはないのですか、それはどうなんですか。

○政府委員(後藤博君) 現在考へておりますものは、国鉄と交通公社を考へております。

○中田吉雄君 それでは水道の料金なんか金融機関にというようなことはないのですか、それはどうなんですか。

○政府委員(後藤博君) 現在考へておりますものは、国鉄と交通公社を考へております。

○中田吉雄君 それでは水道の料金なんか金融機関にというようなことはないのですか、それはどうなんですか。

○政府委員(後藤博君) 現在考へておりますものは、国鉄と交通公社を考へております。

○中田吉雄君 それでは水道の料金なんか金融機関にというようなことはないのですか、それはどうなんですか。

○政府委員(後藤博君) 現在考へておりますものは、国鉄と交通公社を考へております。

○中田吉雄君 それでは水道の料金なんか金融機関にというようなことはないのですか、それはどうなんですか。

○政府委員(後藤博君) 現在考へておりますものは、国鉄と交通公社を考へております。

○政府委員(後藤博君) そこまで考えておりません。

○中田吉雄君 ない。これがやはり個人の労働組合では結局こういうことで首切りをおそれる、徴収をやらされて、それだけ彼らにとっては合理化の一つとして、そこまでは思い過ぎかもしれないが、その限度がだんだん拡大してくる。それでは水道なんかは全然ないわけですね、金融機関にやつたりすることは、全然自分の間ないといいいわけですね、今後。

○政府委員(後藤博君) これは自治法の二百四十三条で一般的に禁止されており、従ってその禁止をこの規定で一部解除するわけであり、従ってその場合の制限を「同種の事業を経営する会社その他政令で定める者」というふうに制限をいたしております、この制限を広くする考え方は現在ありません。現在のところでは交通事業だけにこの規定を適用する、こういうふうに考えております。

○委員長(小笠原三男君) 委員長からもお尋ねしておきますが、この会社は、同種の団体その他政令で定める者というものは、同種の団体のうち、その他政令で定める者というのだから、同種の団体でなくても何でも政令で定める者と拡張すれば、可能性としてはやり得ることでしょう。

○政府委員(後藤博君) しかし例示的に同種の事業を経営する会社というのを表に出しておりますから、そう無制限に広く政令で定めることはできないと思います。

○委員長(小笠原三男君) そうすると同種の会社類似のものの程度まではいくのであって、全然無関係のものまで

はいかぬと、そういうことでございませうか。

○政府委員(後藤博君) 私どもはそういうふうな考えております。

○秋山長造君 今の内容は連絡切符というところなんですが、連絡切符以外にも何か予想されているのですか、あるいは今もなされていなくても今後予想されるような何かがあるのですか、その点はどうですか。

○政府委員(後藤博君) 現在のところは交通事業だけを考慮しております、ほかのものは予想しておりません。

○秋山長造君 これに該当するのは今おっしゃった連絡切符だけですか、だけですね。それ以外は何もない。

○政府委員(後藤博君) 連絡定期もあります。現在考えておりますのは、連絡切符、連絡定期を考えておるのであります。

○秋山長造君 現在はそうだけれども、この条文だけの解釈からいえば、将来また事情が変れば、それ以外に何か新しいものもやろうと思えばやれるという余地はあるわけなんです、そういう余地のないように、だんだん広がっていくようなことの心配のないような、もう少しはっきりしたこの条文の表わし方というものはないんですか。

私どもはそう拡張する意思は現在持っておりません。

○中田吉雄君 この共通切符なんかをやる際に、公営企業の方とそれの相手の私企業と、一体どちらが利益を受けるんですか。

○政府委員(後藤博君) それは契約の仕方ではないかと私も思っておりますが、どちらとも相互に利益があるんですから、その利益の分を考慮して契約して、その手数料と申しますか、そういうものをきめていくのが、そういうことが現在私企業とそれから国鉄なんかにはちゃんとした一つのルールが私どももあると思っております。従って同じようなルールを適用していくことになる、かように考えております。

○中田吉雄君 これは実は運輸省の自動車局なんかで若干関係があるんですが、これまで既存の私企業があつて自動車走っており、それに公営企業の自動車走っており、回数なんかを同じ回数にせいという要求をやるんです。ところがその際に運輸省では元の既存勢力を維持するために、共通切符でやればもういいじゃないかということ、私企業の立場を擁護して、同じ対等の回数で重複路線なんかを走ることを防ぐために、こういう共通切符、プール計算の問題をいつでもやつて公営企業を押える、あるいは同種の私企業同志の相互の競争のときでも、必ず一つの路線を走っており、一つは三回の会社は十回走っており、一つは三回だといふときに、これを対等にせよという際にそんなことをせんでもいいじゃないか、共通切符をやれば乗客の便もいいし、プール計算してというところで、そういうことに私は非常に使われ

るおそれが多分にあると思う。これは運輸省の自動車局の指導方針ですよ、岡本業務部長の指導方針。共通切符で新しく台頭するものは絶対押えてしまつて、既存会社第一という主義が非常に貫かれておる。共通切符をやればいいんだから回数なんか対等にせんでいいですよ、こういうことで私は非常に押えられおそれがあるやせんかと思う。その点はどうですか。

○政府委員(後藤博君) 私どもは共通切符まではここで考えてないのであります、連絡切符、連絡定期の程度のことしか考えておりません。

○中田吉雄君 連絡切符といえれば共通切符と同じでしょう。

○政府委員(後藤博君) それは並行路線の共通で、今はそうでなくてつなぎのやつですよ、つなぎのやつだけですよ、これは。そういう意味の連絡です。

○委員長(小笠原三男君) 委員長からもお尋ねしますが、先ほどの質疑で自治庁に公営企業の経済的採算性等十分検討する職員が少いんだかないんだか、そうだとおっしゃることで、それでお二十一一条でこういうことは採算上いことだと考えて連絡切符等の問題でこうきめたんだというのですが、これは自治庁内で自発的にそういう立ち入ったことまで検討の上きめたことなんでしょうか。どこからか要請されたことなんでしょうか。また地方公営企業でどこかで要請したというならば、どこが要請しているか、明らかにしていただきたい。

○政府委員(後藤博君) この二十一一条は、公営交通事業の経営者、管理者から私どものところへ希望があつたので

あります。現在の規定ではできない、自治法の方に縛られてできない、こういうことをやることによって住民の便利が得られるじゃないかということ、前からあつたんであります、今度法律の改正がありますので、それの中に加えて出したわけであり、前からこういう御希望はございます。

○委員長(小笠原三男君) そうすると、今の中田君のおっしゃるようなそういう弊害や悪質な運用というものは、当該公営企業団体としても考えていないし、あり得ないことだ、こういうことですか。

○政府委員(後藤博君) この規定に関する限りは、おっしゃいますような弊害は私には出てこない、かように考えております。

○委員長(小笠原三男君) では最後に形式的なことですが、お尋ねします。この第四十条の点ですが、現行法の雑則によりまして、四十条はこの業務の部内の問題を規定しておるのです。ところが、内閣総理大臣と地方公営企業との外部の関係を規定する条文が同じ四十条の中で「二」として入るのはどういふことか。新しく四十一條を起してこれは別問題として扱うべきではないかと思われませんが、いかがですか。何ら関連性がないことですか、これは。

○政府委員(後藤博君) 四十条は業務の状況の公表の規定で、内部の問題であります。四十一條は国と地方公営企業を経営する地方団体との関係であります。その間にこの「四十条の二」を入れたのであります。

○委員長(小笠原三男君) 間にじゃない、四十条でしょう。同じ条の中に

全然関係のないものを「一」、「二」で入れるよりは、この改正は四十一条として以下繰り延べるのが正しいのじゃないですか。

○政府委員(後藤博君) お答えいたします。枝番をつけるか、ずっと順番につけていくかという問題であります。これはいろいろと法制局と相談いたしましたところ、枝番で話がきまつたわけでありまして、私どももいたしましては、この四十条のこれを四十一条にして、そうして今あります四十一条を四十二条にしてもどちらでもいいのであります。これは法律の技術的問題でありまして、法制局の方にまかしたわけなのであります。

○委員(小笠原二三男君) そうすると、下っ端の方に内閣総理大臣の関係がごちゃごちゃ入っていても体裁はかまわないのだ、こういうことなのですね。それじゃもう一点伺いますが、四十条の二の二項の助言、勧告のために報告を求める必要があるの、二の二項の方が大事なのだ、こういう御答弁でしたが、従来一般の地方公共団体に対して国がさまざまな報告を求める、自治法に基いて求めるというのを拒否してくる公共団体がありましたか。

○政府委員(後藤博君) 拒否してくる団体はございません。今までやっておりますのは、自治法に基いて報告を求めています。この報告は財務に関する報告だけでありまして、経営に関する報告が抜けております。従ってここではっきり経営に関する事項についての報告を求めることにいたしましたのであります。

○委員(小笠原二三男君) 私の考え方から言えば、ここにもはっきりした規定がない、あそこにもないというので、個々にこういう国と地方公共団体の関係を規定する、その規定を入れることはかえって国の権限の縮小でもある、また一般地方公共団体からいえば、国との間に規制せられるということになるのじゃないか。一般的に抽象的な包括的な問題にしておく方が国としてもかえって柔軟性があるのじゃないかとさえ思われるのですが、何でもかんでもこういうものを各地方との関係の法律には今後みんな入れていくわけですか。

○政府委員(後藤博君) 私どもはそうは思っていないのであります。二項の方にもやはり一つ問題があるのであります。これは運輸省の仕事じゃないか、こういう説が一つあるのであります。しかしわれわれは公営企業全体を指導していかねばならない。従ってそれにはやはり財務の報告だけでは困るのであります。経営に関する報告も必要である、そうなりますと、自治法に触れて来る、従いまして、ちゃんとした報告の規定を置かなければならない、こういうことから助言勧告に必要な限度の報告を求め、経営に関する報告、もちろん運輸省に出しますようなこまかいものである必要はないのでありますから、その限度の報告を政令で定めて求めよう、こういう趣旨でありまして、この規定はどの法律にも入れていきたい、こういうふうには考えております。

○委員(小笠原二三男君) 「政令で定める」というのは報告事項、報告の内容を定めることでしょうか。そうしてそれは水道、交通、電気事業、ガス事業それぞれ全部企業の性格も違つたので、そこからその手続も形式も違つたものを出すのだと思うのですが、そういうものを自治庁の方でちゃんと作るわけですか。

○政府委員(後藤博君) 政令で定める様式でありまして、それぞれの企業の報告を求める簡単な様式を政令でちゃんと書いて、そうしてその報告を求める、こういうふうな考えておるわけではあります。

○委員(小笠原二三男君) どうしても私まだ納得いかぬのですが、かえってこういうものがない方がですね、自由な報告を求めることができるのじゃないですか。できないのですか。

○政府委員(後藤博君) やはりこの場合にも自由を求めるというわけには参らぬと思う。できるだけ法律上の根拠をはっきりして、その様式をしっかりと報告を求めることが自治団体との間においては必要じゃないか、かような何でもかんでも求めたらいいじゃないかという御議論もあるかと思ひます。何でもできるのじゃないか、こういうことになりまして、その点はある程度規制をする法律的な根拠を必要とし、さらに政令に基いて一定の様式にする、こうした方がどちらにもいじやないか、こういうふうな考えております。

○委員(小笠原二三男君) ちょっと速記をとめて。

○委員(小笠原二三男君) 速記を起して。

他に御質疑ございませんか。——御発言がなければ質疑は終局したものと認めて、これより討論に入りたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員(小笠原二三男君) 御異議ないと認め、これより討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

○中田吉雄君 ただいま議題となりました地方公営企業法の一部を改正する法律案に対して、日本社会党第四控室を代表しまして賛成の意見を申し上げたいと思つております。

地方自治体が地方住民の負託にこたへますためには、今後公営企業の持つ比重はますます拡大し発展しなくてはならぬと思つております。最近各種の公営企業に対する計画、起債の要求等を見ても、この間の消息が明らかだと思つております。本改正法案が国家財政との関連もありまして、それが、そういう要請にこたえていない点、は、われわれとしましては、いささか遺憾に存するところでありまして、さらにまた、本改正法案全体を貫く流れというものが公営企業の採算性、経済性というふうなことを強調するあまり、公営企業と私企業との差がつかないというふうな点にも問題があり、さらに地方財政の赤字にこりて再建促進特別措置法案等と一体で未然にそれを防ごうというふうな善意もあるのではありませんか、そういうことが今後発展すべき地方公営企業の将来に対して障害になりはしないかという点を危惧するものであります。しかし地方公営企業法の一部を改正する法律案として、は、われわれとしてはそういう点を十分考慮していただくとともに、この第二十条の第一項の三の、地方公営企業の料金徴収の事務等をきき後藤財政部長が申しました限度を固く守られること、そして公営企業が不当な不利益を受けないような措置を強く要望しておくものであります。さらに四十条の二の助言等につきましても、公営企業の正しい発展のために、不当に地方自治に対する干渉とならないことを強く要請いたしまして、本法案に賛成するものであります。

○森下政一君 私は社会党第二控室を代表して本案に賛成します。

なお、ただいま中田委員が討論の中で述べられました、第二十条の料金徴収事務を他に委任することができるといふ改正、これについて現在考えておられる交通事業の連絡切符、それ以外に今後において拡大することがないといふことを条件として、さらに第四十条の二につきましても、中田君の言われた通りの同様の趣旨のことを条件として賛成する意見を述べます。

○委員(小笠原二三男君) 他に御発言もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(小笠原二三男君) 御異議ないと認めて、直ちに採決に入ります。地方公営企業法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の諸君の挙手を願います。

○委員(小笠原二三男君) 全会一致と認めます。よって本案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお前例によりまして、本会議における委員長の口頭報告の内容、報告書の作成等につきましては、便宜委員長に御一任願うこととして御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小笠原二三男君) 御異議ないと認めて、さよう決定いたします。それから、報告書に多数意見者の署名を付することになっておりますから、本案を可とされた方は順次御署名を願います。

多数意見者署名

石村 幸作 伊能 芳雄
西郷吉之助 館 哲二
岸 良一 秋山 長造
森下 政一 小柳 牧衛
中田 吉雄

○委員長(小笠原二三男君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(小笠原二三男君) 速記を起して。次に、

地方交付税法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

以上三案はいずれも予備審査の案件でございますが、これらにつきまして、この際提案理由の説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小笠原二三男君) 御異議ないと認めます。

まず地方交付税法の一部を改正する法律案(衆議院提出)について提案者より説明を聴取いたします。衆議院議員加賀田進君。

○衆議院議員(加賀田進君) ただいま議題となりまして加賀田進外十名提出にかかる地方交付税法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の趣旨を簡単に御説明申し上げます。

地方財政の窮乏は年とともに深刻化し、その赤字は、昭和二十九年度末五百六十億に達する見込みであります。が、さらに、政府の昭和三十年度の予算及び地方財政計画は、地方財政の実態とはなだしく遊離し、このまま推移すれば、地方自治体が節約のため自主的努力を尽しても、本年度末にはさらに大幅の赤字増加は必至であります。そののみならず、すでに一部の地方に見られるごとく、給与の支払いすら停滯して、地方行政の機能は麻痺し、国の施策にも重大な影響を及ぼす憂いがあるものであります。本案は、かかる事態に対応すべく地方交付税法第六条の三の趣旨に照らしまして、交付税の率を五%引上げることによりまして、交付税の総額を三百十五億増額し、地方財政不足額の一部を補てんしようとするものであります。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同下さるよう希望いたします。

〔委員長退席、理事石村幸作君着席〕

○理事(石村幸作君) 次に、地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び地方税法の一部を改正する法律案、以上二案を便宜一括して政府より説明を聴取いたします。川島自治庁長官から。

○國務大臣(川島正次郎君) ただいま提案いたしました地方交付税法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

御承知の通り地方交付税制度は、本年第二年度度目に入るわけであります。が、昨年実施されました都道府県警察の平年度化、昭和三十年度予算における国庫補助負担率の改訂等に伴って当然に道府県分警察費その他の経費にかかる単位費用について所要の改訂を加える必要が生じて参りますのと、警察職員の定員の減少に伴う退職手当、奄美群島復帰後後処理費の廃止に伴う奄美群島に対する特別交付税の交付要因の増加等、普通交付税の機械的算定方法によつては的確に捕捉し得ない特殊財政需要の増加が予想されることに加えて、昨年度における交付税制度運営の結果にかんがみ、各地方団体について算定した基準財政需要額が基準財政収入額をこえる場合、普通交付税の総額の二%を限度として特別交付税の交付額を減額して普通交付税に加える現行制度を維持することは、技術的に交付税の算定を困難にすることとなりますので、この際この制度を廃止し、特別交付税の総額は、交付税の総額の八%に相当する額として、その所要額を確保する措置をとることが必要であると考えらるべきであります。このほか、基準財政需要額及び基準財政収入額の算定方法になお若干の改正を加え、その合理化を推進する必要があるものと、さらに、地方財源の現況にかんがみ、昭和三十年度に限り、三十億円を日本専売公社より交付税及び譲

与税配付金特別会計へ納付し、これを地方交付税の総額に加え、地方交付税と同様の方法により、たばこ専売特別地方配付金とし、各地方団体へ配付することとしたことに伴い、地方交付税法の規定に所要の改正を加える必要が生じて参つたのであります。これが、この法律案を提案する理由であります。

次に、改正の内容につきまして、その概略を御説明申し上げます。第一は、基準財政需要額の算定方法に関する事項であります。その一は、単位費用の改訂であります。昨年末行われまして都道府県警察に要する経費の是正に伴い、平年度における道府県分警察の単位費用を増額する必要があるほか、単位費用積算の基礎において、職員配置を想定しているものについては、共済組合負担率の改訂により、国庫補助負担金を伴うものについては、昭和三十年度の国庫予算案による補助負担率の改訂により算定の基礎に變動が生じて参りますので、これらの諸点について算定がえを行い、単位費用に改訂を加えたのであります。その二は、経費の種類及び測定単位につき、特別都市計画法の廃止に伴い、道府県分、市町村分とも経費の種類から「戦災復興費」を削除し、これに伴い市町村分については、「都市計画費」の測定単位に「土地地区西整理事業の施行地区の面積」を新設することとしたほか、従来、道府県分については水産行政費、市町村分については産業経済費に算入されていた漁港に関する経費を港費に、港費に算定することとするため、港費に算入する測定単位の数値には漁港の数値をも含むものとし、その

合理化をはかったこととあります。その三は、態容補正係数の算定に用いる種地の区分を十種地から二十種地に増加させることとし、種地を異にする市町村相互間における基準財政需要額の変動を緩和することとしたこととあります。

第二は、基準財政収入額に関する事項であります。基準財政収入額の算定は逐次合理化されておりますが、これをさらに推進するとともに、地方税制の改正にも照応し、固定資産税等数種の税目における基準税額の算定の基礎を改正するほか、道府県民税中法人税割、法人に対する事業税及び市町村民税中法人税割の基準税額の算定について、当分の間前年度における算定過少または算定過大と認められる額をその翌年度において精算することとしたのであります。

第三は、交付税の種類ごとの総額に関する事項であります。現行制度におきましては、各地方団体について算定した基準財政需要額が基準財政収入額をこえる額の合算額が地方交付税の総額の九二%である普通交付税の総額をこえるときは、総額の二%を限度として、当該こえる額は、特別交付税の総額から減額してこれに充てることとしておるものであります。この制度は、昨年度における実施の結果からみても、また、本年度以降においては、都道府県警察の平年度化、奄美群島復帰後後処理費の廃止等に伴い特別交付税において措置すべき経費が増加してくること等を考慮しても、交付税の算定を技術的に著しく困難にし、特別交付税そのものに十分な機能を發揮せしめるためには、交付税の総額の八%程

度の額は、これを確保する必要があると考えられますので、今回、この制度を廃止し、特別交付税の総額は交付税の総額の八％に相当する額に一定することとしたのであります。

第四は、たばこ専売特別地方配付金に関する事項であります。地方財政の現況にかんがみ、地方財源の充実を図るため、明年度からたばこ消費税の税率を引き上げる案につきましては、別途地方税法の一部を改正する法律案を提出いたし御審議をわすらわしているものであります。本年度におきましては、暫定的に、これにかえて、たばこ専売益金のうち三十億円を交付税の総額に加え、交付税法で定める方法により、たばこ専売特別地方配付金として各地方団体に配付することとしているのであります。このため、この法律案の附則において、昭和三十年度に限り、日本専売公社より交付税及び譲与税配付金特別会計へ納付されることとなつた三十億円については、これをたばこ専売特別地方配付金として配付する旨を定めるとともに、本年度分の普通交付税の総額は、この三十億円を加えた総額すなわち千四百十八億余円の九二％の額とし、特別交付税の総額は千四百十八億余円の八％の額からたばこ専売特別地方配付金に相当する三十億円を控除した額とすることとし、たばこ専売特別地方配付金は、特別交付税の交付の例により配付することとしているのであります。これにより、本年度分の普通交付税の総額は千四百十八億余円の九二％、特別交付税の総額は千四百十八億余円の八％から三十億円を控除した額となり、別途、たばこ専売特別地方配付金が特別交付税の交

付方法と全く同一の方法により配付されることとなるわけでありまして、その配分の実質は、交付税の総額が三十億円増加した場合と全く一致することとなるわけでありまして。

以上がこの法律案の内容の概略でございます。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決せられんことを希望するものであります。

次に、ただいま議題に供されました地方税法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概略を御説明いたします。

昨年第十九回国会におきまして、地方制度調査会並びに税制調査会の答申の趣旨に沿つて地方税制の大改革を行い、これによりまして、地方税制は一応の安定を得たものと認められましたが、現政府といたしまして、現行地方税制についてさらに大幅な修正を加えることは考えていないのであります。従いまして、今回は、その後の国民負担の現状、改正法実施の状況等より勘案したところによりまして、若干の改正を行うにとどめているのであります。

今回の改正の骨子となる考え方は、第一には租税負担の均衡化をはかることとあります。負担の均衡化につきましては税制上常に留意すべきことでありまして、個人事業税の基礎控除額を引き上げることといたしたほか、自動車税におきまして揮発油を燃料とする自動車と軽油を燃料とする自動車の間の税率の均衡化をはかるなどのことをいたしているものであります。

第二は税務行政の簡素合理化を期することとあります。昨年の改正によりまして、事業税その他の税目につきま

して相当徹底した措置がはかられたのであります。なお改正法実施後の経過にかんがみまして、今回さらに若干の改正を行うことによつて、従来やもすれば税務行政が複雑なるがゆえに、住民の納税意欲をそこなうような傾向のありました点を是正したいと考えていたのであります。固定資産税の対象となる土地家屋について、その評価をおおむね三年ごとに行うものとするほか、不動産取得税について免税点を新たに設置し、償却資産に対する固定資産税の免税点を引き上げるなどの措置をいたしているものであります。

第三は、国税の減税による地方税の減収を可及的に避けることとあります。地方財政はきわめて窮乏した状態に置かれておりますので、国税額を課税標準とする道府県民税や市町村民税については、減税後の国税額を課税標準とするものから、税率を調整することといたしているものであります。

右のような考え方の下に、今回改正を行なつていのでありますが、次にその具体的な内容について御説明申し上げます。改正事項の第一は総則に関する事項であります。その一は、最近非常に進捗しております市町村合併に伴う合併関係市町村の課税権が、どのように承継されるかについて原則的な規定を設け、合併の時を境として新市町村は旧市町村の課税権を承継するものとし、これによつて町村合併に際して生ずる課税上の紛議を避けようとしたものであります。

その二は、地方税の納付又は納入の委託の制度を設けたこととあります。納税者又は特別徴収義務者が地方税等

の納付又は納入を委託するために先日付小切手等地方団体の長が定める有価証券を提供した場合に、徴税吏員はその委託を受け、有価証券が現金化される時に納税者または特別徴収義務者にかつて納付又は納入の手続を行うことができるよう規定して、納税の便宜、合理化をはかつたのであります。

その三は、延滞金、延滞加算金及び還付加算金の額を計算する場合の率についてであります。これらのものは利子的な性格をもつものであり、かつ、現在の一般金利水準から見ました場合に、現行の日歩四銭の率はいさゝか高きに失するきらいがあると考えられますので、国税における改正と歩調を合せてこれを日歩三銭に改めることとしたものであります。

その四は、過納又は誤納の税金を納税者に還付する場合においては、その過納又は誤納の原因が納税者の責任であるときには、現在その還付金について還付加算金を付けないことといたしているものであります。これをあらためまして、その原因がどのようなものでありまして、地方団体に納付又は納入された税金を還付する場合に常

に還付加算金をつけることとし、国税の場合とその取扱を一にいたしましたのであります。

その五は罰則についてであります。この点に關しましては、昨年第十九国会における論議にもかんがみ、検査拒否、虚偽申告等の秩序犯に対する罰則の合理化をはかつたこととあります。

改正事項の第二は道府県民税の税率の改正に関する事項であります。法人税の改正につきましては、法人税の税率を従来の百分の四十二から百分の三十五

ないし百分の四十に軽減する等の減税措置が行われますので、法人税割の額を従来通り据え置いたために法人税の税率の引き下げに相当する率だけ税率の引き上げを行い、所得割につきましては、所得税の減税措置が行われますので、同趣旨により税率の引き上げを行うこととしたのであります。

改正事項の第二は、道府県民税中、法人税割の税率の改正に関する事項であります。先般提案されました法人税法の一部を改正する法律案におきましては、法人税の税率は、従来の百分の四十二から百分の四十に軽減するものとされておりますので、法人税割の額を従前通り据え置くために法人税の税率の引き下げに相当する率だけ税率の引き上げを行うこととしたのであります。

改正事項の第三は事業税に関するものであります。その一は法人の事業税についてであります。まず、損害保険事業の課税標準を収入金額に改めたこととあります。損害保険事業にありましては、その事業の性質上、所得の相当部分を資産の運用による利益に求められているのであります。他面、法人税にあつては配当所得を益金に算入しないこととしていますので、法人税の課税標準たる所得を課税標準とする事業税の課税は、損害保険事業については必ずしも適正を得ていないのであります。そこで所得と収入金額の二方式を定める法人事業税の課税標準について、損害保険事業に對しましては、生命保険事業に準じ、収入金額方式をとることとしたのであります。

次に、現在各種協同組合等についてその法定準備金の額が出資総額の四分

ないし百分の四十に軽減する等の減税措置が行われますので、法人税割の額を従来通り据え置いたために法人税の税率の引き下げに相当する率だけ税率の引き上げを行い、所得割につきましては、所得税の減税措置が行われますので、同趣旨により税率の引き上げを行うこととしたのであります。

の額の達しないものは、配当金額のみを事業税の課税標準としているのでありますが、このような各種協同組合等の範囲を法人税の取扱いに準じて、積立金の額が出資総額の四分の一の額に達しないものと改めました。

また、昨年の改正において、年所得五十万円以下の部分については百分の十の軽減税率が適用されている点について、その後の実施の状況をみますと、大法人、特に分割法人の場合には納税手続が複雑であるとの意見もありませんので、今回「三以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行っている資本金五百万円以上の法人」については軽減税率を適用しないものとして、納税手続の簡素化をはかりましたほか、申告書についての法人の代表者等の自署押印の制度は、本店所在地の道府県に対する分のみにと定めることとして申告手続の簡素化をはかっているものであります。

その二は個人の事業税についてであります。昨年度税率を従来の三分の二程度に引き下げるとともに、基礎控除額を七万円とし、大幅の負担軽減の措置が行われたのでありますが、今回さらに中小個人事業者の税負担を軽減するため、基礎控除額の引き上げを行うこととしたのであります。しかしながら、これによる収入の減少は相当額に上り、現在の窮乏せる地方財政にとつては莫大の負担となりますので、とりあえず昭和三十一年度十万円、昭和三十一年度以降十二万円としたのであります。なお、これによる減税額は昭和三十一年度三十二億円、昭和三十一年度五十億円、平年度六十億に上るのであります。

改正事項の第四は、不動産取得税に関するものであります。税務行政の簡素合理化をはかる見地から、新たに免税点制度を設けることとしたしましたほか、最近におけるビル建築の実情から、その主体構造部の取得者と、造作その他の付帯設備の取得者が異なる場合がありまゝで、このような場合には、主体構造部の取得者をその家屋の取得者と推定して不動産取得税を課することができるとし、もって課税上の取扱いを明確にいたそうとするのであります。

改正事項の第五は自動車税に関するものであります。軽油を燃料とする自動車は、揮発油税を負担しないことと、道路の損傷度が高いことから、その税率を揮発油を燃料とする自動車の五割増に定められているのであります。しかるところ、地方道路税の創設に伴い、揮発油に対する租税負担が増額され、軽油自動車と揮発油自動車との間における租税負担の不均衡がさらに拡大されることとなりますので、軽油自動車の税率を揮発油自動車のそれの、昭和三十一年度においては七割五分増、昭和三十一年度以降においては十割増といたしたのであります。その結果、トラックのうち、営業用のものについては、現行二万一千円が昭和三十一年度二万四千五百円、昭和三十一年以降二万八千円となるのであります。

改正事項の第六は市町村民税に関するものであります。その一は、税率の調整をはかることとあります。すなわち個人の市町村民税の所得割のうち、所得税額を課税標準とするいわゆる第一方式による場合について、昭和三十

一年度から従来の課税限度額に関する規定を改め、新たに税率の定めを設けようとしたのであります。今般所得税法の一部を改正する法律案にありまゝす通り、本年より所得税の軽減がはかられるのでありますが、これに伴い、所得税額を課税標準とする個人所得割の負担を従来程度に据え置くことと、その税率を明らかにし、現行の課税限度額の規定を除くことにより高所得者と低所得者との間の負担の均衡をはかろうとしているのであります。また、法人税割については、道府

県民税において御説明申し上げましたのと同趣旨により、税率の改訂を行うものであります。その二は、法人の均等割は、法人税割とあわせて申告納付の方法によつて徴収するものとしたいこととあります。その三は、給与所得者に対する市町村民税の特別徴収の方法について合理化をはかつたこととあります。従来は、市町村がその条例で特別の定めを設けた場合に限り、給与所得者の給与所得にかかる所得割及び均等割のみを、特別徴収の方法によつて徴収することができるとされていたものでありますが、徴税の合理化と納税の円滑化をはかるため、特別徴収の方法を不適当とするような場合を除いては、原則として特別徴収の方法によつて徴収するものとするとともに、市町村がその条例をもつて定めれば、納税者からの反対の申し立てがない限り、給与所得者の給与所得以外の所得にかかると所得割についても特別徴収の方法によつて徴収することができるとしたものであります。

改正事項の第七は固定資産税に関するものであります。その一は、固定資

産のうち、土地及び家屋の評価は、おむね三年度ごとに行うものとし、原則としてその間はその価格を据え置くものとしたこととあります。固定資産の評価は、従来毎年一月一日における時価によつて行うものとされていたのでありますが、物価もほぼ安定した最近の経済事情のもとにおいては、土地及び家屋について毎年あらためて繰り返し評価することは、納税者に対し、不必要にその租税負担について不安定な感じを与えるのみならず、徴税上も多大の手数要する結果となつてしまふおそれがあるものであります。このよう

な事情のもとにおいては、土地及び家屋については、法定の基準年度において評価した価格を、原則として三年度間据え置くものとするにとつて、税務行政の簡素化と合理化を期することが妥当であると考えられるのであります。従ひまして、今回の改正においては昭和三十一年度、昭和三十三年度及び昭和三十三年度以降順次三年度ずつ経過するごとく年度を基準年度とし、この基準年度の土地及び家屋の価格を第二年度又は第三年度においても据え置くものとするとともに、地目の変換、市町村の廃置分合等特別の事情のあるもの及び第二年度または第三年度において新たに固定資産税を課することとなるものについては、基準年度の価格に比準する価格によつて評価するものとしたのであります。これによつて固定資産税の課税は著しく安定し、かつ、合理化されることとなつたものと考えられるのであります。その二は償却資産に対する固定資産税の免税点を昭和三十一年度から現行の五万

円を十万円に引き上げ、課税事務の合理化をはかることとあります。その三は大規模の償却資産に対して市町村が課することのできる課税限度額について、所在市町村の収入の激変を緩和するため、一定の年度間に限り、所要の措置を講ずることとしたこととあります。現行の規定においては、大規模の償却資産の所在する市町村は、その前年度の基準財政収入額が基準財政需要額の一、二倍に達しないものについて

は、基準財政需要額の一、二倍の額に達することとなるまでその課税限度額を引き上げて課税することができるとなされておりました。昭和三十一年度におきましては、基準財政需要額の一、三倍の額まで保障することに

より所在市町村の収入の激変を緩和するよう考慮されているのであります。が、なお、その額が、昭和二十九年年度の基準財政収入額の九割の額に達しない場合においては、その程度まで課税限度額を引き上げてその収入額を保障するものとし、以後三十一年度、三十二年度についてもこの割合を順次通減しながら同様の趣旨の措置をとることとしたのであります。また、このような激変緩和の措置を講ずることとなつたに伴い、町村合併促進法の規定によつて合併した市町村についても、その合併によつて課税限度額が従来より引き下げられないよう必要な措置を講ずることとしたのであります。

改正事項の第八は自動車荷車税に関するものであります。その一は原動機付自転車の標準税率を調整したこととあります。本年四月一日から道路運送車両法の一部が改正され、従来軽自動車

として自動車税を課されていたもののうち一部が原動機付自転車となることとなり、これらのものについて従来標準税率五百円をそのまま適用することは他のものとの間に負担の均衡を失ふこととなりますので、その税率区分の調整をかけたのであります。その二は、徴収の方法について証紙徴収の方法によることのできるものとしたことであります。すなわち、自転車または荷車の所有者は、市町村の条例の定めるところによつてその自転車又は荷車に一定の標識をつけるものとした場合においては、その標識を交付する際、証紙徴収の方法によることのできるものとしたのであります。

改正事項の第九は、たばこ消費税に關するものでありまして、その税率を昭和三十一年度分より引き上げたこととあります。すなわち、道府県については現行の百十五分の五を百分の八とし、市町村については現行の百十五分の十を百分の九としたのであります。が、この増率による増収は、道府県分八十七億円、市町村分八億円の見込みであります。

以上、今回の地方税法の一部を改正する法律案につき内容の概略を御説明申し上げたのであります。これらのほか、規定の整備をはかる意味合いから若干の条文の整理改正をいたしてゐるのであります。これらの改正によりまして、本年度におきましては、改正前に比し二十九億円を減することとなるのであります。若千の自然増収に属するものもあつたので、前年度に比し、五十億円を増し、地方税収入額は三千六百一十一億円となる見込みであります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに本法案の成立をみますようお願いいたします。次第であります。

○委員長(小笠原三三男君) ただいま三案に対する説明を聴取いたしました。が、詳細な説明、質疑等は次の機会に譲ることとして、本日はこの程度にいたして御異議ございませんか。

○委員(小笠原三三男君) 御異議ないと認めます。これにて散会いたします。午後一時五十六分散会

七月四日本委員会に左の案件を付託された。

一、地方公務員法の一部を改正する法律案

地方公務員法の一部を改正する法律案

地方公務員法の一部を改正する法律案

地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第五條の見出し中「公平委員会並びに」を削り、同條第一項中「又は公平委員会」を削り、同條第二項中「第一項又は第二項」を削る。

第六條第一項中「人事委員会及び公平委員会」を「及び人事委員会」に改める。

第七條の見出し中「又は公平委員会」を削り、同條第二項から第四項までを削る。

第八條の見出し中「又は公平委員会」を削り、同條第二項中「公平委員会」を「都道府県の人事委員会」に改め、当該都道府県の区域内の前条

に規定する市以外の市、町、村及び特別区並びに当該都道府県の区域内に事務所がある地方公共団体の組合の職員に關し、「」に改め、同條第三項中「第十号」の下に「前項各号」を加え、同條第四項中「又は公平委員会」及び「又は公平委員会規則」を削り、同條第五項及び第六項中「又は公平委員会」を削り、同條第六項中「又は公平委員会規則」及び「又は公平委員会規則」を削る。

第九條の見出し及び同條第一項中「又は公平委員会」を削り、同條第九項中「第七條第四項の規定により公平委員会の事務の処理の委託を受けた地方公共団体の人事委員会の委員に關し、」に改め、同條第十項中「又は公平委員会」及び「又は公平委員会規則」を削り、同條第十一項中「又は公平委員会」及び「又は公平委員会規則」を削る。

第十條の見出し及び同條第一項中「又は公平委員会」を削る。

第十一條の見出し及び同條中「又は公平委員会」を削る。

第十二條の見出し中「並びに公平委員会の事務職員」を削り、同條第

六項中「及び第四項又は前項」を削り、「人事委員会又は公平委員会がそれぞれ」を「人事委員会が」に改め、同條第八項中「第四項及び第五項」を削り、同條第六項から同條第八項までを順次二項ずつ繰り上げ、同條第九項を削る。

第十六條第四項中「又は公平委員会」を削る。

第四十六條及び第四十七條中「又は公平委員会」を削る。

第四十八條中「又は公平委員会規則」を削る。

第四十九條第四項及び第五十條中「又は公平委員会」を削る。

第五十一條中「又は公平委員会規則」を削る。

第六十條第二項中「第九條第十項」を「第九條第十二項」に改め、同條第三項中「又は公平委員会」を削る。

第六十一條第一項中「若しくは公平委員会」を削る。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

2 この法律の施行の際現に改正後の地方公務員法第七條に規定する市以外の市、町、村、特別区及び地方公共団体の組合の人事委員会又は公平委員会に係属中の職員の勤務条件に關する措置の要求又は不利益処分に關する審査の請求に係る事案は、当該都道府県の人事委員会に引き継がれるものとす

3 都道府県の人事委員会の委員で改正後の地方公務員法第七條に規

定する市以外の市、町、村、特別区及び地方公共団体の組合の地方公務員の職にあるものが、この法律の施行の時までに当該地方公務員の職を辭する旨の申出をした場合において、この法律の施行の時までに当該地方公務員の職を辭することができないときは、当該地方公務員の退職に關する法令の規定にかかわらず、この法律の施行の時までに当該地方公務員の職を辭したものとみなし、この法律の施行の時までにその申出をしなかつた場合においては、この法律の施行の時に当該委員の職を失う。

4 この法律の施行の際現に改正前の地方公務員法第七條第二項の規定により人事委員会を置いている市は、改正後の地方公務員法の規定にかかわらず、なお、当該人事委員会を存続させることができる。

この場合においては、改正後の地方公務員法第八條第二項及び第九條第九項並びに前二項の規定の適用については、当該市を改正後の地方公務員法第七條に規定する市とみなす。

5 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

地方自治法目次第二編第七章第三節中「第六款 人事委員会、公平委員会、」を「第六款 人事委員会、」に改める。

第七十五條第一項及び第三項、第九十八條第一項並びに第九十九條第一項中「若しくは公平委員会」を削る。

3 都道府県の人事委員会の委員で改正後の地方公務員法第七條に規

定する市以外の市、町、村、特別区及び地方公共団体の組合の地方公務員の職にあるものが、この法律の施行の時までに当該地方公務員の職を辭する旨の申出をした場合において、この法律の施行の時までに当該地方公務員の職を辭することができないときは、当該地方公務員の退職に關する法令の規定にかかわらず、この法律の施行の時までに当該地方公務員の職を辭したものとみなし、この法律の施行の時までにその申出をしなかつた場合においては、この法律の施行の時に当該委員の職を失う。

4 この法律の施行の際現に改正前の地方公務員法第七條第二項の規定により人事委員会を置いている市は、改正後の地方公務員法の規定にかかわらず、なお、当該人事委員会を存続させることができる。

この場合においては、改正後の地方公務員法第八條第二項及び第九條第九項並びに前二項の規定の適用については、当該市を改正後の地方公務員法第七條に規定する市とみなす。

5 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二百二十一条中「又は公平委員会の委員長」を削る。

第二百二十五条及び第七十条第一項中「若しくは公平委員会」を削る。

第二百八十条の四第一項第三号を削り、同条第二項に次の一号を加える。

七 人事委員会

第二百九十九条第七項中「若しくは公平委員会」を削る。

第二編第七章第三節第六款の款名中「公平委員会」を削る。

第二百二条の二第六項中「第三項及び第四項」を「第二項及び第三項」に改め、同条第二項を削る。

昭和三十年七月九日印刷

昭和三十年七月十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局